別添５

エコマーク商品類型 No.128

「日用品 Version1.0」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく資するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用繊維（ウェスなど）などの有効利用も新たに認めることとした。

2. 対 象

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「ゴム製基礎材のうち一般用ゴムホース、ゴム手袋およびゴムマッティング（導電・除電マットなど)」、「その他の民生用電気電子機械器具のうち電気掃除機用フィルター袋」、「台所用品及び食卓用品（銀製, 銅めっき品及び類似金属品を除く。)」、「履物（革製品を除く。)」、「装身具、身辺細貨品及び銀器のうちコンパクト、化粧用ブラシ、くし、造花」、「その他の住生活用品（額縁を除く。)」、「医療用品及び関連製品のうち家庭用マッサージ器、病人用品」および「その他の生活文化用品のうちマッチ、ボタンおよび宗教用具」のうち別表１に示す製品。

ただし、自動式空き缶回収機器を除く電気を使用する製品、特定の製品の包装用箱、および「認定の基準 4-1-3.個別製品に関する基準」の設定されていない製品のうち製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

ゴムホース、手袋 電気掃除機用フィルター袋 台所用品及び食卓用品、履物 化粧用具、病人用品など その他住生活用品 その他生活文化用品	のうち別表１に定める製品

対象製品

対象外の製品

- ･電気使用製品
- ･特定製品の包装用箱
- ･個別製品に関する基準なし＋製品中金属、皮革、石材など50％以上の製品
- ･左に記載のある分類の製品であっても別表 1に定められていない製品

3. 用語の定義

共通基準に関する用語

使い捨て製品：本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。

再使用可能：ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。

リサイクル：マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

材料に関する用語

再生材料：プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。

・プレコンシューマ材料：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。
ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。

・ポストコンシューマ材料：製品として使用された後に､廃棄された材料または製品。

紙に関する用語

古紙パルプ配合率：製品中で使用される紙に含まれるパルプ中の古紙パルプの質量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100（％）で表される。た
だし、パルプは含水率 10%の質量とする。なお、パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100%とみなす。

木材に関する用語

再・未利用木材：以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。

・間伐材：林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。

・廃木材：使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。

・建設発生木材：建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。

・低位利用木材：林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切

な維持管理のために伐採する竹も含む。なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。

a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材

b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径材

廃植物繊維 :もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

木 質 部 :木の実質（植物繊維も含む）。

プラスチックに関する用語

プラスチック：単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。

・ポリマ：プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型では繊維としての使用を含む。

ガラスに関する用語

ガラスカレット利用率：製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、

ガラスカレット利用率＝ガラスカレット/（一製品当たりの）全ガラス材料とし、全ての材料は質量で表すものとする。

・カレット：廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。

繊維に関する用語

未利用繊維　：コットンリンターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。本商品類型では、紙およびパルプ原料としての使用を除く。

リサイクル繊維：反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。

・反毛繊維　：織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。

・ポリマーリサイクル繊維：プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。

・プレコンシューマ素材：合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

・ポストコンシューマ素材：使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。

・ケミカルリサイクル繊維：ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。

4. 認定の基準

4 - 1. 環境に関する基準

4-1-1.共通基準

(1) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(2) 廃棄物を増加させることになる製品（いわゆる使い捨て製品）でないこと。ただし、紙おむつおよび鳥獣用品は、本項目を適用しない。

(3) 製品は、金属材料が製品全体質量の 50%未満であること。ただし、「台所流し台水きり用三角コーナー」、「台所流し台水きり用ストレーナー」、「食用油濾過器」および「空き缶回収機器」は本項目を適用しない。

(4) 製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。

簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の基準を満たすこと。

a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

b.板紙の古紙パルプ配合率が 90%以上であること。

c.プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成 12 年 7 月　経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

(5) 包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

4-1-2.材料に関する基準

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビス、接着剤、靴紐など製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用しない。

A. 紙

(6) 紙は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

板紙は、古紙パルプ配合率が 90%以上であること。

「電気掃除機用フィルター袋」は、フィルター本体の外装袋の古紙パルプ配合率が 20%以上であること。且つ、フィルター以外の部品について古紙パルプ配合率が 90%以上であること。

「廃食用油吸収材」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

(7) 塗工印刷用紙にあっては、塗工量が両面で 30g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 17g/㎡とする。

(8) 非塗工印刷用紙にあっては、白色度が 70%程度以下であること。

(9) 紙の蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。

(10) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

B. 木材

(11) **木質部またはセルロースの原料は、用語の定義に定める**再・未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維**の配合率が 100%（質量割合）であること。**低位利用木材のうち小径材において、**a** あるいは **b** に該当する場合の森林認証については、別表 2 を満たしているものであること。**ただし、「廃食用油吸収材」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は本項目を適用しない。**

(注) 重量割合とは、気乾状態[*1] または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量[*2] に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

[*1] :通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

[*2] :24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

[*1] については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できることとする。

(12) 木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として使用していないこと。

(13) 製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下とする。

(14) 接着剤、塗料を使用した材料にあっては、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料が JIS 規格、JAS 規格による F☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下の a あるいは b の数値基準を満たしていること。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/l 以下、最大値:0.4mg/l 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5μg/（㎡・h）以下であること。

C. プラスチック

(15) プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 50%以上であること。他材料との配合使用および再生ポリマとバージンポリマとの配合使用を認める。

ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。

フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 40%以上であること。

「廃食用油吸収材」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

(16) プラスチックは、製造時に代替フロン（HCFCs）の使用のないこと。

(17) プラスチックは、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、自動式空き缶回収機器にあっては、プラスチック類に多臭化ビ

フェニール（PBB)、多臭化ジフェニルエーテル（PBDE）および塩化パラフィン（鎖状炭素数が 10～13 で含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加していないこと。

(18) プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。

プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

(19) プラスチックは国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（表 1：POPs）を含まないこと、また使用・廃棄時にそれらの発生がないこと。

表１　国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	アルドリン	ディルドリン	エンドリン
クロルデン	ヘプタクロール	ヘキサクロロベンゼン	マイレックス
トキサフェン	ポリ塩化ビフェニール類	ダイオキシン類	フラン類

D. ガラス

(20) ガラスは、ガラスカレット利用率が 70%以上（重量割合）であること。耐熱ガラスは､ガラスカレット利用率が 20% 以上(重量割合)であること。

(21) 素材となるガラスカレットは、安全性（カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンの溶出） について検証され､説明されていること。当該物質の溶出については、土壌汚染に係る環境基準［ 平成 3 年 8 月 23 日、環境省告示第 46 号］を満たすこと。ただし、食品衛生法に定める飲食器、割ぽう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具は、カドミウムおよび鉛の試験について本項目を適用しない。

(22) ガラスに使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

E. 繊維

(23) 製品に使用される繊維は、製品の外面積の 50%未満であること。ただし、「台所流し台水切り用濾紙袋」は本項目を適用しない。

(24) 製品に使用される繊維は、以下の a,b または c の要件のいずれかに適合すること。ただし、「廃食用油吸収材」､「ゴム製履物」､「プラスチック製履物」､「スポーツ専用靴」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

a.繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表2の基準配合率を満たすこと。

b.繊維部分が綿100%の製品であること。且つ、無漂白綿または過酸化水素漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。

c.繊維部分が綿などの天然繊維100%の製品であること。且つ、有機栽培のものであること。

表2.繊維毎の全繊維の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率		
未 利 用 繊 維		10%以上	キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は 70%以上
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生 PET、再生 PE または再生 PP などが 50 %以上となること 台所流し台水切り用濾紙袋は 20%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマ量として再生モノマが 50%以上となること 台所流し台水切り用濾紙袋は 20%以上となること
	ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率 50%を満たすこととする。 (A×B+C×D)/100 A= ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%) B= ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率(%) C= ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%) D= ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率(%)		

(25) 繊維への化学物質の使用については、別表 3 に示す化学物質について、基準値を満たすこと。

(26) 繊維は、ハロゲン系元素で構成される樹脂(本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない)の使用のないこと。

F.ゴム

(27) ゴムは、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が 10%以上であること。ただし、ゴム粉を用いた常温形成品については、60%以上であること。「清掃用品のうちダストコントロールマット」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」および「スポーツ専用靴」は、本項目を適用しない。

(28) ゴム中の有害物質については、平成 3 年 8 月 23 日、環境省告示第 46 号のうち重金属に関する基準に適合すること。

(29) 製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱い、保管上の注意およびアレルギー情報などについて取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。ただし、製品用途上直接肌に触れることのない「清掃用品のうちダストコントロールマット」は本項目を適用しない。

アレルギー情報の製品表示については、

a.材質表示として、天然ゴム、合成ゴムのいずれかに関する材料名称を記載すること。なお、合成ゴムについては、材料名称の後に続けて、具体的な名称を括弧書きにて記載すること。

例:「合成ゴム(ニトリルゴム)」、「天然ゴム」

b.合成ゴムまたは天然ゴム製の製品は、例 1 を参照し、従来の使用上の注意に加え、アレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。天然ゴム製品は、例 2 を参照し、従来の

使用上の注意に加え、ラテックスアレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。
例 1：「体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」
例 2：「この製品は天然ゴムを使用しています。天然ゴムは、かゆみ、発赤、じんましん、むくみ、発熱、呼吸困難、喘息様症状、血圧低下、ショック等のアレルギー症状をまれにおこすことがあります。このような症状をおこした場合には、直ちに使用を中止し、医師に相談してください。」

G.焼物

(30) 焼物は、表 3 に示す原料分類区分ごとに、製品質量に占める再生材料の質量割合が基準配合率以上であること。
ただし、再生材料が複数種で表 3 の基準配合率区分をまたがる製品は、すべての再生材料の合計質量割合が、表 3 に示す基準配合率以上であること。基準配合率は、以下の計算式を用い、比例配合により下限値を算出すること。
基準配合率（再生材料配合の下限値）（%）＝（A×X_1＋B×X_2）／（A＋B）
（［基準配合率X_1%区分の材料］をA %、［基準配合率X_2%区分の材料］をB% 使用した製品にて設定）

表 3.再生材料の原料分類区分と使用の認定および基準配合率

再生材料の原料となる廃棄物などの分類区分と名称		基準配合率注 2)（質量%）
分類区分	再生材料の名称	
鉱業・採石廃棄物類	・採石および窯業廃土 ・珪砂水簸の微小珪砂（キラ）	35%
金属工業廃棄物類	・鉄鋼スラグ　・鋳物砂 ・銅スラグ ・フェロニッケルスラグ ・電気炉スラグ	
使用済み陶磁器		15%
ガラスカレット		ガラス質量/製品質量≧15% ガラスカレット利用率≧70%
その他の産業型廃棄物類	・石炭灰 ・貝殻	50%

注1） 溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、基準配合率の算定に用いる全原料の重量に着色剤の重量を含まない。
注2） 再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合で基準配合率を算出する。
例）窯業廃土と使用済み陶磁器を使用した焼成品・溶融品
窯業廃土　　A（%）　（基準配合率 35%）
使用済み陶磁器　　B（%）　（基準配合率 15%）
この場合、基準配合率（再生材料配合の下限値）（%）は、（A×35＋B×15）／（A＋B）とする。
したがって、この例ではA＋B の合計配合率が上式で計算した基準配合率以上であることを必要とする。
注 3) 表 3 に示す原料分類区分においてガラスカレットを選択する製品は、製品質量に占めるガラス材料の質量割合が 15%以上であること、且つガラスカレット利用率 70%以上であること。

4-1-3.個別製品に関する基準

A.「台所用品及び食卓用品」については、以下の基準項目を満たすこと。

(31) 製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱いおよび保管上の注意などについて取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

(32) 食品衛生法に定める飲食器、割ぽう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具は、カドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。

(33) 「台所流し台水切り用濾紙袋」、「台所流し台水きり用三角コーナー」および「台所流し台水きり用ストレーナー」は、メッシュが 1.5㎜ より小さいこと。製品は、三角コーナー、ストレーナーとしての水きり機能を著しく損なう構造（メッシュ穴が少ないなど）でないこと。

(34) 「あわだて器」、「フライ返し類」、「しゃくし類」、「ポット」などの複数種の素材で構成される製品は、リサイクル容易なように分離・分別の工夫がなされていること。または、使用材料が統一されていること。

(35) 台所用品及び食卓用品のうち「皮むき器、おろし器及び削り器」、「かま」、「なべ」、「なべ（蒸し器も含む）」、「耐熱ガラスなべ」、「フライパン」、「玉子焼き器」、「ポット」は、修理・部位の交換を請け負うための体制が整備され、製品利用者の依頼に応じて修理・部位の交換を行っていること。体制の整備として

a.修理・部位の交換を請け負うことの情報提供がなされていること。

b.修理・部位の交換の範囲（サービス内容）、必要期間、費用、製品利用者向けの対応方法などに関する情報提供がなされていること。

(36) 「廃食用油吸収材」は、吸収部材の再生材料および再･未利用木材の配合率が 100%であること。

(37) 「食用油ろ過器」は、使用後の天ぷら油、フライ油などを濾過するための器具であって、固形物を除去するとともに、油の脱臭、脱色を行い、繰り返し使用し得る回数を増加させる機能を有すること。6 回使用（毎回濾過）後の天ぷら油で、脱臭効果が臭気指数 22 以下、脱色効果が Red3.5 以下であること。

B.「清掃用品」については、以下の基準項目を満たすこと。

(38) 「ゴムマッティングのうち、ダストコントロールマット」は、実績として平均 40 回以上繰り返し使用されていること。製品は、繰り返し使用に耐える設計がなされていること。

(39) 「ゴムマッティングのうち、ダストコントロールマット」は、製品を回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または、情報公示がなされていること。

C.「履物」については、以下の基準項目を満たすこと。

(40) 「ゴム製履物」は、製品重量に占める再生材料の総配合割合が 40%以上であること。「プラスチック製履物」および「スポーツ専用靴」は、製品重量に占める再生材料の総配合割合が 20%以上であること。ただし、本認定基準制定日から 2 年間、再生材料の総配合割合は 10%以上であることとする。

(41) 「プラスチック製履物（射出成型式を除く）」、「スポーツ専用履物」および「和風履物」は、アウトソールの取替えなど、製品の修理や部位の交換が容易な構造となっていること。

(42) 「プラスチック製履物（射出成型式を除く）」、「スポーツ専用履物」および「和風履物」は、修理・部位の交換を請け負うための体制が整備され、履物利用者の依頼に応じて修理・部位の交換を行っていること。体制の整備として

a.修理・部位の交換を請け負うことの情報提供がなされていること。

b.修理・部位の交換の範囲（サービス内容）、必要期間、費用、履物利用者向けの対応方法などに関する情報提供がなされていること。

D.「その他住生活用品」については、以下の基準項目を満たすこと。

(43) 製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱いおよび保管上の注意などについてを取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

(44) 「空き缶回収機器」は、以下の要件を満たすこと。

a.投入された空き缶を自動的に分別・圧縮・貯蔵する機能を備えた機器、または空き缶の回収作業が容易に行えるよう手動で圧縮・分別する機能を備えた機器であること。

b.手動式回収機器にあっては、空き缶を人力で容易に回収可能な形に圧縮できること。

c.自動式回収機器にあたっては、その機能としてアルミ缶とスチール缶の分別、缶の圧縮、貯蔵が自動的に行える装置を備えていること。

d.自動式回収機器にあっては、修理点検に支障をきたさないようなアフターサービス体制が確立していること。

(45) 「洗たくばさみ及び洗たくひも」、「その他のほうき類」、「床用ブラシ」、「くつブラシ」、「ちりとり」、「はたき」、「台所用ハンガー」、「衣料用ハンガー」などの複数素材種から構成される製品は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。または、使用材料が統一されている場合については、各材料の再生材料基準配合率を表 4 のとおり適用する。

表 4　リサイクル容易性・長期使用に配慮された製品における素材に関する基準

素材名	再生材料の基準配合率
紙	4-1-1.紙に関する基準に同じ
木材	4-1-1.木材に関する基準に同じ
プラスチック	50%（ポストコンシューマ材料は 50%）
ガラス	60%
繊維	4-1-1.繊維に関する基準に同じ
ゴム	4-1-1.ゴムに関する基準に同じ
焼物	4-1-1.(30)表 3 に定める配合率から 10%差し引いた値

(46) 清掃用具（「モップ」、「ペイントローラ及びスクイージー」など）は、消耗部品の交換用部品の提供がなされていること。または、部品の交換を請け負うための体制が整備され、製品利用者の依頼に応じて部品の交換を行っていること。

(47) 「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、吸収部材の再生材料配合率が 80%以上であること。

(48) 「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。

4－2. 品質に関する基準

(49) 「ゴム製基礎材、民生用電気・電子機械用具（電気掃除機用フィルター袋）」、「台所用品及び食卓用品」、「装身具、身辺細貨品及び銀器のうちコンパクト、化粧用ブラシ、くし、造花」、「その他の住生活用品（額縁を除く。）」、「医療用品及び関連製品のうち家庭用マッサージ器、病人用品」および「その他の生活文化用品のうちマッチ、ボタンおよび宗教用具」については、日本工業規

格、日本農林規格、または業界の自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

(50) 「電気掃除機用フィルター袋」の外装袋の品質は、破裂強度 2kgf/㎝ 以上、引っ張り強さ縦 3kgf 以上、横 1.5kgf 以上であること。袋の透気度は 0.5 秒以下であること。(測定法は JIS P 8111 による)

(51) 「履物」については、製造段階における品質管理が十分なされていること。

(52) 「空き缶回収機器」については、堅牢な構造を持ち、故障が少なく、使用上安全であること。

5．認定基準への適合の証明方法

5-1-1.共通基準

(1) 認定基準 4-1.I.(1)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などがないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(2) 認定基準 4-1.I.(2)については、別表 1 に従い、申込製品の分類名称をエコマーク認定・使用申込書に記載すること。

(3) 認定基準 4-1.I.(3)については、申込製品に使用する金属材料の合計質量をエコマーク認定・使用申込書に記載すること。

(4) 認定基準 4-1.I.(4)については、製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、(再生材料の配合率)、材質表示の状態をエコマーク商品認定・使用申込書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

(5) 認定基準 4-1.I. (5)については、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

5-1-2.材料に関する基準

(6)認定基準 4-1-2.(6)～(10)については、製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

(6)および(7)については古紙パルプ配合率、および片面と両面それぞれの塗工量の固有数値をそれぞれ記載するものとする。

白色度についてはハンター方式、または ISO 白色度(拡散青色光反射率)による白色度試験結果を提出すること。なお、試験結果には白色度の固有数値を記載するものとする。

蛍光増白剤については添加の有無を記載すること。また、添加のある場合は蛍光増白剤使用量を証明書に記載すること。

パルプの漂白工程については塩素ガスの使用の有無を記載すること。

(7)認定基準 4-1-2.(11)については、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および植物繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位 10 社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当

の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- 森林の種類（天然生林、人工林など）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- どのような状況（病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

- 竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

(8)認定基準 4-1-2.(12)については、防蟻剤、防腐剤および防虫剤の使用の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記述すること。

(9)認定基準 4-1-2.(13)については、JIS**に定める試験結果を提出すること。試験方法は、**JIS A 1901**による。ただし、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない製品にあっては、試験を免除とする。**

(10)認定基準 4-1-2.(14)については、JIS A 1460 あるいは JIS A 1901、または個別の JIS あるいは JAS に定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS 規格または JAS 規格によりF☆☆☆☆等級の表示が認められた材料および製品にあっては、当該等級であることを証明する書類あるいはその写し、また国土交通大臣により規制対象外の認定を受けた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。また、JAS 規格により非ホルムアルデヒド接着剤使用の表示を認められた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

(11)認定基準 4-1-2.(15)については、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料、それぞれについて製品全体に対する重量割合を商品認定・使用申込書に記載すること。原材料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(12)認定基準 4-1-2.(16)については、プラスチック材料を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(13)認定基準 4-1-2.(17)については、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(14)認定基準 4-1-2.(18)および(19)については、原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

(15)認定基準 4-1-2.(20)については、ガラスカレット利用率および製品全体におけるガラス材料の重量割合をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(16)認定基準 4-1-2.(21)については、ガラスカレットの仕入方法およびガラスカレットの受入時確認基準（カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびセレン；対象製品により不要物質あり）を提出すること。

(17)認定基準 4-1-2.(22)については、着色剤などの製造事業者の発行する成分表もしくは化学物質等安全データシート(MSDS)を提出すること。

(18)認定基準 4-1-2.(23)については、付属品を除く製品の外面積に占める繊維の割合を、エコマーク商品認定・使用申込書に記述すること。

(19)認定基準 4-1-2.(24)については、紡績事業者の発行する原料証明書を添付すること。証明書には原料名、原料供給事業者名、各原料の配合率などを記載するものとする。ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」および「認定番号」をエコマーク商品認定・使用申込書に記載することで、基準への適合の証明とすることができる。

(20)認定基準 4-1-2.(25)については、別表 3 に従って各証明書を提出すること。

(21)認定基準 4-1-2.(26)については、エコマーク商品認定・使用申込書にハロゲン系元素で構成される樹脂の使用の有無を記述すること。

(22)認定基準 4-1-2(27)については、全ゴム質量における再生ゴム材料の質量割合をエコマーク商品認定・使用申込書に明記すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(23)認定基準 4-1-2.(28)については、原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類でも可とする。

(24)認定基準 4-1-2.(29)については、アレルギー情報表示の状態をエコマーク商品認定・使用申込書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。

(25)認定基準 4-1-2.(30)については、表 3 に示す原料区分ごとの再生材料の基準配合率と合計重量割合をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

5-1-3. 個別製品に関する基準

(26)認定基準 4-1-3.(31)については、取扱いおよび保管上の注意などについて記載されている取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの写しなどを提出すること。

(27)認定基準 4-1-3.(32)については、食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。

(28)認定基準 4-1-3.(33)については、エコマーク商品認定・使用申込書にメッシュ穴の大きさ、プラスチックを使用する製品にあってはハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を記載すること。また、別紙に示すメッシュサイズ試験の結果および商品サンプルを添付すること。

(29)認定基準 4-1-3.(34)については、分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。素材統一されている場合については、素材統一されている旨示した書類を提出すること。

(30)認定基準 4-1-3.(35)については、製品の交換可能部位を説明する資料を提出すること。取扱説明書、パンフレット、製品ラベルなどに修理に関する情報提供がなされていることを示す資料を提出すること。修理・部位交換体制については、回収、修理、返却など体制全体の概

要が分かる資料を提出すること。

(31)認定基準 4-1-3.(36)については、エコマーク商品認定・使用申込書に吸収部材の原材料および再生材料配合率を記載すること。また、原料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(32)認定基準 4-1-3.(37)については、臭気指数の判定は、（社）におい・かおり環境協会の三点比較式臭袋法測定マニュアルに従うこと。色の測定は、（社）日本油化学協会の基準油脂分析試験法のロビボンド法に従うこと。

(33)認定基準 4-1-3.(38)については、申込製品が生産から廃棄までの間に実績として、平均 40 回以上繰り返し使用されていることを示す文書を提出すること。新規開発製品は、対応する旧製品のデータを可とする。

(34)認定基準 4-1-3.(39)については、

a.「再使用可能」とするためのシステムおよび回収ルート

b.製品を回収するための容器（使用している場合のみ提出）の説明書または写真

c.製品への「再使用可能」であることの必要な情報表示または情報公示の実施部分を提出すること。

(35)認定基準 4-1-3.(40)については、製品質量における再生材料の質量割合をエコマーク商品認定・使用申込書に明記すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(36)認定基準 4-1-3.(41)については、製品の交換可能部位を説明する資料を提出すること。

(37)認定基準 4-1-3.(42)については、交換用部品の取替え方法、販売方法についての資料を提出すること。取扱説明書、パンフレット、製品ラベルなどに修理に関する情報提供がなされていることを示す資料を提出すること。修理・部位交換体制については、回収、修理、返却など体制全体の概要が分かる資料を提出すること。

(38)認定基準 4-1-3.(43)については、取扱いおよび保管上の注意などについて記載されている取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの写しなどを提出すること。

(39)認定基準 4-1-3.(44)については、エコマーク商品認定・使用申込書に分別・圧縮・貯蔵の機能に関する説明を記載すること。また、アフターサービス体制に関し、修理サービスの範囲、必要期間、費用、連絡先などの情報提供がなされていることを記載した説明書などの資料を提出すること。

(40)認定基準 4-1-3.(45)については、分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。素材統一されている場合については、素材統一されている旨示した書類を提出すること。

(41)認定基準 4-1-3.(46)については、製品の交換可能部位を説明する資料を提出すること。取扱説明書、パンフレット、製品ラベルなどに消耗部品の交換に関する情報提供がなされていることを示す資料を提出すること。部品交換体制については、回収、修理、返却など体制全体の概要が分かる資料を提出すること。

(42)認定基準 4-1-3.(47)については、エコマーク商品認定・使用申込書に吸収部材の原材料および再生材料配合率を記載すること。また、原料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(43)認定基準 4-1-3.(48)については、分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。

(44)認定基準 4-2.(49)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JIS または JAS の認定を受けている場合は、JIS または JAS の認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(45)認定基準 4-2.(50)については、評価項目の試験結果を提出すること。

(46)認定基準 4-2.(51)については、製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。

(47)認定基準 4-2.(52)については、構造の堅牢性、故障状況および使用上の安全性に関する製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書を提出すること。

6. その他

(1) 商品区分は、2.対象に示す小分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ただし、飲食器およびふろ場用品および洗面用品は、2.対象に示す中分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。

(2) マーク下段表示は別表 4 に示す商品区分毎の環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとする。

既認定商品の既契約期間中に生産された在庫品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、原則として新契約日から 1 年間を期限として、これまでどおりのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

(3)エコマークの表示方法は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2004 年 7 月　1 日　制定（Version1.0）
2009 年 6 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行うものとする。

別表１ 対象製品分類

◎ :主材料、○ :その他部品として使われる材料

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プラ	D ガラス	E 繊維	F ゴム	G 焼物
	台所用品及び食卓用品（銀製、銅めっき品及び類似金属品を除く。）								
	飲食器（中分類）								
77 3271/77 3313/77 343/77 3513	さら	小判皿、グラタン皿、洋さら		◎	◎	◎			◎
77 3311/77 3317/77 3321/77 341/77 3511/77 3512/77 39	わん	スープわん、茶わん、汁椀、吸物椀、洋わんさら		◎	◎	◎			◎
77 3272/77 3312/77 3322/77 342	どんぶり	石焼ビビンパ鍋、洋どんぶり		◎	◎	◎			◎
77 326/77 3324/77 3515/77 39	ボール	カレーボール、スープボール、パンチボール、サラダボール、スロップボール、ミキシングボール		◎	◎	◎			◎
77 326/77 3314/77 3315/77 3324/77 344/77 3514	はち	野菜はち、浅はち、ふたはち、洋はち、カフェボール		◎	◎	◎			◎
77 321/77 322/77 323/77 324/77 325/77 3316/77 345/77 361/77 39	コップ	ジョッキ、カクテルグラス、シャンパングラス、ブランデーグラス、ウイスキーグラス、コーディアルグラス、シェリーグラス、ワイングラス、サンデーグラス、フルーツポンチグラス、パフェグラス、フルーツカクテルグラス、ゴブレットグラス、ピルスナーグラス、ソーダグラス、湯のみ		◎	◎	◎			◎
77 3291/ 77 3318/ 77 39	酒器			◎	◎	◎			◎
77 39	その他の飲食器	ソースボード、サンデーカップ、キャセロール、ふたつきマグカップ		◎	◎	◎			◎
	食卓用フォーク、スプーン、はし及び同附属品(中分類)								
77 613 77 614 77 39	フォーク			◎	◎				◎
77 613/77 614/77 39	スプーン	茶さじ		◎	◎				◎
77 39	レードル			◎	◎				◎
77 39	トング			◎	◎				
77 612/77 39	れんげ、受けさら			◎	◎				◎
77 621	はし	塗箸		◎	◎				
77 623	はし置き		◎	◎	◎	◎			◎
77 624	はし立て			◎	◎	◎			◎
77 99	その他	ケーキサーバー、アイスクリームディッシャー、カトラリーケース、フォークレスト							
	卓上用品(中分類)								
77 432/77 541/ 77 49	ポット	ティーポット、コーヒーポット			◎	◎			◎
77 421/77 433/ 77 49	ピッチャ	ウオーターピッチャ、ミルクピッチャ			◎	◎			◎
77 431/77 49	きゅうす			○	○	◎			◎
77 423/77 436/ 77 49	スタンド	ケーキスタンド、フルーツスタンド、卵立て、コーンスタンド、コップスタンド		◎	◎	◎			◎
77 441/77 4514	盆	トレー		◎	◎	◎			◎
77 49	ナプキンリング			◎	◎	◎			◎
77 424/77 435	フィンガーボール				◎	◎			◎
77 425/77 437/ 77 49	調味料入れ	調味料ポット、しょう油差し		◎	◎	◎			◎
77 49/77 4512/ 77 49	茶托			◎	◎	◎			

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プラ	D ガラス	E 繊維	F ゴム	G 焼物
77 4511/77 49	とそ用器具			◎	◎				
77 4513/77 49	膳	会議膳		◎	◎				
77 4515	飯櫃			◎	◎				
77 49	その他	茶盤、コースター、ティーバック入れ							
	調理用具(中分類)								
77 141 77 19	ボール				◎	◎			
77 19	しゃくし	ひしゃく、水杓、おたま		◎	◎				
77 19	皮むき器、おろし器、及び削り器	チーズおろし器、うろこ取り、くり皮むき器		◎	◎	◎			◎
77 19	バット				◎	◎			
77 19	ライス形、プリン形類似製品	おむすび形、すしおし器		◎	◎	◎			◎
77 145/77 19	計量スプーン及び計量カップ				◎	◎			◎
77 121/77 19	果物しぼり器				◎	◎			◎
77 131	すりばち	乳鉢							◎
77 143	水切り	水切りカゴ			◎				
77 144/77 19	ろうと				◎	◎			
77 151/77 19	まな板	まな板（シート）		◎	◎				◎
77 152	すりこぎ			◎					
77 153/77 19	ざる			◎	◎				
77 154/77 19	しゃもじ			◎	◎				
77 19	レンジ容器				◎				◎
77 19	その他	パスタフォーク、パスタメジャー、クレープ棒、めん棒、抜き型、焼き型、絞り袋及び口金、ゴムべら、ポテトマッシャー、油ひき、ふるい、くるみ割り器、フルーツデコレーター、コーヒーミル、ホイップクリーマー、野菜カッター、ガーリッククラッシャー、チーズカッター、氷かき器（手動のみ）、ところてんの型、包丁の柄（交換用）、鍋の取っ手・つまみ（交換用）、米とぎ袋							
	料理用具(中分類)								
77 231	かま								◎
77 222 /77 29/77 232	なべ	土鍋、耐熱ガラスなべ				◎			◎
77 241/77 29	飯むし及びせいろ			◎	◎				
77 29	フライパン								
77 29	卵焼き器								
77 221	コーヒー沸かし（サイホン式）					◎			
77 223/77 29	すのこ	まきす		◎	◎	◎			
77 241/77 29	せいろ			◎					
77 233	どびん								◎
77 29	その他	ごまいり器、落し蓋							
	食糧貯蔵器具(中分類)								
77 543/77 59	米びつ			◎	◎				
77 59	茶筒			◎					◎
77 523	ジャー					◎			
77 59	タンク				◎				
77 541	ポット	オイルポット、浄水ポット			◎	◎			
77 522	菓子びん					◎			
77 524	まほうびん					◎			
77 531	つぼ								◎
77 532	水がめ								◎
77 544/77 5512	重箱			◎	◎				
77 5511/77 59	茶びつ			◎	◎				
77 5514/77 59	菓子器			◎	◎				◎
77 59	保存容器	調味料収納容器、密封容器、シール容器			◎				◎
77 521/77 59	漬物用品	梅つけびん、漬物樽、漬物器、漬物桶、つけもの石			◎	◎			◎
77 59	その他	キャニスター、チャックつきポリ袋							
	流し周り用品(中分類)								
85 1223	たわし				○		◎		

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プラ	D ガラス	E 繊維	F ゴム	G 焼物
85 1229	ブラシ								
85 129	スポンジ				◎		○		
85 129	キッチンスクレーパー				◎				
77 142	洗いおけ			○	◎				
77 143	水切り	三角コーナー、水きり用ストレーナー、水きり袋			◎				
77 99	たわしラック	スポンジラック、石けんラック			◎				
85 32	ふきん掛け	タオルリング、タオルバー		◎	◎				
	その他の台所用品及び食卓用品(中分類)								
77 71 77 74 77 79	バーアクセサリ	カクテルシェーカー、ドリンクミキサ、ワンショットメジャー、アイスペール、カラフェ、ワインクーラー			◎	◎			
77 92	レモン絞り器				◎	◎			◎
77 93	妻ようじ			◎	◎				
77 95	飲料用ストロー				◎	◎			
77 99	その他	おしぼりトレー、卵切り器、妻ようじ入れ、食品用ラップ、氷スコップ、まな板受け、ほう丁置き、さら立て、コーヒードリッパー、アイスピック、カップホルダー、マドラー、コースター、ランチョンマット(布製・紙製を除く。)、テーブルケース、廃食用油吸収材、お茶パック							
	ランチ及び行楽用品								
	ランチ及び行楽用品(中分類)								
77 622	はし箱			◎	◎				
77 542	水筒				◎				
77 545/77 5513	弁当箱	フードパック		◎	◎				
77 441/77 4514	トレー			◎	◎				
95 99	ピクニックセット								
85 21	バスケット				◎				
95 99	ピックス								
95 99	レジャーシート	キャンピングマット(銀マット)			◎				
95 99	クーラーボックス				◎				
95 99	その他	ペットボトルキャップ							
	洗たく器具及び洗たく用品								
	洗たく器具及び洗たく用品(中分類)								
85 111	洗たく器				◎				
85 112	衣類しぼり器				◎				
85 113	たらい				◎				
85 114	洗たく板			◎	◎				
85 115	アイロンかけ用板			◎	○				
85 116	アイロン(こて及びひのしを含む。)				○				
85 117	洗たくばさみ及び洗たくひも	布団ばさみ			◎		◎		
85 118	張り板及びしんし(伸子)			◎	○				
85 119	その他	ブラシ、バスケット、物干しハンガー、洗たく袋(布製は除く。)、霧吹き							
	ふろ場用品及び洗面用品								
	ふろ場用品及び洗面用品(中分類)								
85 231	洗面器				◎				
85 2321	ふろおけ			◎	◎				
85 2322	腰掛け			◎	◎			○	
85 2323	すのこ			◎	◎			○	
85 2329	風呂ふた				◎				
85 2329	風呂マット				◎				
85 2329	シャワーカーテン				◎				
85 2324	脱衣かご				◎				
85 2329	ボディスポンジ				◎				
85 2329	軽石								
85 2329	バスブラシ			○			◎		

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A紙	B木	Cプラ	Dガラス	E繊維	Fゴム	G焼物
85 2329	バススポンジ				◎				
85 2329	せっけん台								
85 2329	ディスペンサー				◎	◎			◎
	洗面用品(中分類)								
85 2329	タオルリング			◎	◎				
85 2329	タオルバー			◎	◎				
85 2329	その他のふろ場用品	シャワーキャップ、シャワーハット、風呂ブーツ							
	サニタリー								
	サニタリー用品(中分類)								
85 24	歯ブラシ	入れ歯用ブラシ、歯間ブラシ、フロス、歯石取り、舌ブラシ			◎			○	
85 99	歯ブラシ立て				◎				◎
77 345	タンブラー				◎				
85 99	石けん入れ	石けんケース		◎	◎				◎
85 99	フック				◎				
85 99	フロアマット	ジョイントマット			◎				
85 122	トイレブラシ	ブラシ付きポット			◎				
85 99	トイレットペーパーホルダー			◎	◎				
85 96	ポータブルトイレ	差し込み便器（おまる）			◎				
85 99	簡易便座				◎				
85 97	三角汚物入れ				◎				
85 99	その他								
	清掃用品								
	清掃用品(中分類)								
85 121	ほうき	畳ほうき、竹ほうき、くま手		◎	◎				
85 122	ブラシ	床用ブラシ、くつブラシ、たわし、網戸ブラシ、洋服ブラシ、パイプクリーナーブラシ		○	◎		◎		
85 123	ちり取り				◎				
85 124	はたき			○	○		◎		
85 126	モップ	ローラー巻き込み式モップ		○	○		◎	○	
85 127	ペイントローラー及びスクイージー			○	◎			○	
85 22	バケツ				◎				
85 26	ごみ袋（ただし、黒色など不透明プラスチック袋は対象外）		◎		◎				
85 94	ごみ箱	くずかご、ペール、回収箱（空き缶、電池、PETボトルなどの回収箱を指し、事務所用を除く）	◎	◎	◎				
85 129	その他	スクレーパー、粘着クリーナー、ガラスワイパー、水きりネット、フローリングワイパー、レンジフード、換気扇カバー、調理台保護シート、エアコンフィルター（外付け式）、排水口ネット、布団たたき、ダストコントロールマット							
	収納								
	押入れ及びクローゼット収納用品(中分類)								
85 99	押入シート				◎				
85 91	衣料用ハンガー			◎	◎				
85 99	衣類カバー				◎				
85 251	衣しょう袋（繊維を除く。）				◎				
85 99	収納シート				◎				
85 259	収納袋	ふとん袋			◎				
	キッチン収納用品(中分類)								
85 99	冷蔵庫収納用品	冷蔵庫ポケット		◎	◎				
85 99	シンク下収納	シンク下フリーラック、トレー付きシンク下フリーラック、包丁差し		◎	◎				
85 99	食器棚収納用品	食器棚シート		◎	◎				
	リビング収納用品(中分類)								
85 99	リモコン収納ボックス		◎	◎	◎				
	サニタリー収納用品(中分類)								

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プラ	D ガラス	E 繊維	F ゴム	G 焼物
85 99	シャワーラック				◎				
85 99	ボトルスタンド				◎				
85 99	トイレ収納ケース				◎				
	小物収納用品(中分類)								
85 99	ティッシュケース		◎	◎	◎				◎
85 99	ミニボックス	化粧品収納箱、写真ボックス	◎	◎	◎				
85 99	小物ケース	ジュエリーケース、時計ケース、眼鏡ケース、(文具小物ケース)	◎	◎	◎				
85 99	薬整理ケース	薬箱、ピルケース		◎	◎				
	その他収納用品(中分類)								
85 21	バスケット	クローゼット用バスケット			◎				
85 99	ウォールポケット				◎				
85 33	網だな								
85 99	その他の収納用品	手紙入れ、つっぱりポール、家具転倒防止用棒、ポリ袋ストッカー(スーパー袋収納ケース)、灯油用ポリエチレン缶、フック							
	装身具、身辺細貨品及び銀器								
	化粧用具、頭髪用品、かつら及びこれに類するもの(中分類)								
81 21	コンパクト				◎	◎			
81 23	化粧用ブラシ	ほほばけ、まゆ筆、まつげブラシ、ヘアーブラシ、ローションブラシ、フィンガーブラシ、フェースブラシ、ひげブラシ、ネイルブラシ、リップブラシ		◎	◎		◎		
81 24	くし、ヘアーネット	ヘアクリップ		◎	◎			◎	
81 29	その他の化粧用具、頭髪用品、かつら及びこれに類するもの	ビューラー、パフ、爪やすり			◎			◎	
	鳥獣用品(家畜・家きん用品を除く。)								
	鳥獣用品(家畜・家きん用品を除く。)(中分類)								
85 81	鳥かご			◎	◎				
85 82	鳥飼育小物品				◎				
85 89	その他	ペットシート(ペットシーツ)、猫砂、小屋、ペット用紙おむつ							
	家庭用園芸器具								
	家庭用園芸器具(中分類)								
85 42	じょうろ(如雨露)				◎				
85 43	植木ばち				◎	◎			◎
40 0341	噴霧器	霧吹き、スプレーボトル			◎	◎			
85 49	その他の家庭用園芸用品	名札、園芸用結束ひも、人工芝							
	ゴム製基礎材								
11 5	ゴムホース								
11 51	一般用ゴムホース	ツインホース,送水用ゴムホース(ウォーターホース)			◎			◎	
11 8	工業用ゴム製品								
11 843	ゴムマッティング(導電・除電マット)						○	◎	
11 85	ゴム手袋(手術用を除く。)	炊事用手袋			◎		○	◎	
	民生用電気・電子機械器具								
60 9	その他の民生用電気電子機械器	掃除機用フィルター袋(EM41)							
	履物								
80 2	ゴム製履物(サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ、スポーツ専用革靴を除く。)								
80 21	地下たび				○		◎	◎	
80 22	ゴム底布靴	上履き					◎	◎	
80 23	総ゴム靴	長靴、雨靴、短靴、浅靴			○		○	◎	
80 24	総ゴムスリッパ・サンダル				○		○	◎	

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プラ	D ガラス	E 繊維	F ゴム	G 焼物
80 29	その他のゴム製履物（サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ。スポーツ専用革靴を除く。）				○		○	◎	
80 3	プラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）								
80 31	プラスチック製履物（張り付け式）				◎		◎	○	
80 32	プラスチック製履物（射出成型式）				◎		◎	○	
80 39	その他のプラスチック製履物（スポーツ用靴を除く。）				◎		◎	○	
80 4	スポーツ専用靴								
80 41	スパイク靴及びこれに準ずる靴	陸上競技靴、ゴルフ靴、野球靴、ラグビー靴、サッカー靴、アメリカンフットボール靴			◎		◎	◎	
80 42	スポーツ専用平底靴	バレーボール靴、バスケット靴、テニス靴、ボウリング靴、ダンス靴、ヨット靴、ゲートボール靴、体操靴			◎		◎	◎	
80 43	スポーツ用特殊靴	登山靴			◎		◎	◎	
80 49	その他のスポーツ専用靴				◎		◎	◎	
80 5	和風履物								
80 51	下駄			◎			○		
80 52	草履			◎	◎		○	○	
80 58	和風履物の附属品	鼻緒、下駄の歯及び台、その他の和風履物の附属品		◎	◎		◎		
80 59	その他の和風履物			◎	◎		◎		
80 6	家庭用スリッパ				◎		◎	◎	
80 9	その他の履物								
	医療用品及び関連製品								
86 5	家庭用治療機器								
86 512	家庭用指圧代用器（電気を使用しないもの。）	まごの手、青竹踏み		◎	◎			○	
86 75	病人用品								
86 751	氷のう及び氷枕				○		○	◎	
	その他の住生活用品								
85 5	芸術品及び装飾品（銀製、銀めっき及び同類似金属製品を除く。）								
85 51	花器及び花器台			◎	◎	◎			◎
85 52	香器及び茶器	まっ茶茶わん、その他の茶器（ひしゃく、なつめ、茶せんなど）、アロマポット		◎					◎
85 53	置物	陶磁器製、木・竹製置物（漆塗りを含む。）		◎	◎	◎			◎
85 56	額ざら								◎
85 59	その他の芸術品及び装飾品								
85 6	カーテン及びとばり用品（繊維製品を除く。）								
85 61	カーテンレール			◎	◎				
85 62	カーテン及びとばり用ポール			◎	◎				
85 63	カーテンロッド			◎	◎				
85 69	その他のカーテン及びとばり用品（繊維製品を除く。）		◎		◎				
85 7	日おい、日よけ及びすだれ		◎	◎	◎				
85 92	湯たんぽ	ゴム製湯たんぽ			◎			◎	
85 93	郵便受け及び状差し			◎	◎				
85 95	はえたたき、はえ落とし及びねずみ取り	ねずみ粘着板、ゴキブリ粘着トラップ	◎	◎	◎				
85 99	他に分類されないその他の住生活用品	空き缶回収器、コンセント、コードリール、毛玉取り、シューキーパー、靴の中敷、シューフィッター、靴べら、蚊取り線香燻焼器、キャンドルホルダー、スイッチプレート、綿棒、耳掻き							
	その他の生活・文化用品								
95 1	マッチ、ろうそく、くん（薫）物及び線香								
95 11	マッチ		◎	◎					

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A紙	B木	Cプラ	Dガラス	E繊維	Fゴム	G焼物
95 13	つけ木			◎					
95 2	裁縫用小物								
95 21	ボタン（金属製を除く。）			◎	◎	◎			◎
95 4	宗教用具								
95 412	神具	三宝、八足台、さかき枠		◎	◎		◎		◎
95 422	仏具	位はい（牌）、仏具台、香盤、霊具ぜん、木魚及び高杯		◎	◎				◎
95 432	祭具	提灯、扇、拍子木	◎	◎	○		◎		
95 433	結納品	指輪飾り、友白髪、末広、角樽、高砂	◎	◎	◎		◎		
95 444	葬具	骨壷							◎
95 93	竹製品	竹製敷物、竹すだれ、旗ざお、物ほしざお、竹製つりざお		◎					

別表2　用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	**・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。**
	・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
	・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	**・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。**
認証組織・団体について	**・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。**

別表3

繊維における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

証明方法として、記号 1 に定める物質については、防かび加工の有無を記述すること。防かび加工がなされている製品は、加工剤を記述すること。記号 2 に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品であることの有無を記述すること。毛製品は、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。記号 4 に定める物質については、防炎加工の有無を記述すること。防炎加工がなされている製品は、加工剤を記述、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 ﾄﾘﾌｪﾆﾙすず化合物 ﾄﾘﾌﾞﾁﾙすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品
2	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品
		300ppm 以下		その他製品（屋外に設置される製品は本項目を適用しない）
3	ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	全製品
4	APO TDBPP ﾋﾞｽ(2・3-ｼﾞﾌﾞﾛﾑﾌﾟﾛﾋﾟﾙ)ﾎｽﾌｪｲﾄ化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

証明方法として、各加工の有無を記述すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
難燃加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 繊局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

以下の①、②および③に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

証明方法として、製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（A１）

92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（A２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC),ECOTEX
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC),ECOTEX
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC),ECOTEX
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) ,ECOTEX
2932-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ECOTEX

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD,ECOTEX
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD,ECOTEX
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD,ECOTEX
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD,ECOTEX
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD,ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	ECOTEX
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	ECOTEX
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 102		ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		ECOTEX
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	ECOTEX
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	ECOTEX

119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		ECOTEX

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
ECOTEX STANDARD 100

別表 4　　商品区分ごとの環境情報表示

資材の種類	環境情報表示	表示
一般	（2 段表示） 1 段目 再生材料を使用 2 段目 使用した再生材料名　○%* または 使用した再生材料名　○%*以上 *○は、使用した再生材料の製品全体に対する質量割合を挿入（小数点以下切り捨て） 使用した再生材料が 2 種類以上ある製品は、配合量の多い再生材料名上位 2 種類を 2 段目および 3 段目に表示すること。	ちきゅうにやさしい 再生材料を使用 古紙パルプ ○% （古紙パルプ配合製品の例）
台所流し台水切り用濾紙袋	（3 段表示） 1 段目 水切りメッシュ 1.5mm 以下 2 段目 再生材料を使用 3 段目 使用した再生材料名　○%* または 使用した再生材料名　○%*以上 *「一般」に同じ	ちきゅうにやさしい 古紙パルプ配合率 ○○%以上 （古紙パルプ配合製品の例）
あわだて器、フライ返し類、しゃくし類、ポット、洗たくばさみ及び洗たくひも、その他のほうき類、床用ブラシ、くつブラシ、ちりとり、はたき、台所用ハンガー、衣料用ハンガーなど	（3 段表示） 1 段目 リサイクル設計（材料別分離） 2 段目 再生材料を使用 3 段目 使用した再生材料名　○%* または 使用した再生材料名　○%*以上 *「一般」に同じ	ちきゅうにやさしい リサイクル設計（材料別分離） 再生材料を使用 古紙パルプ ○% （古紙パルプ配合製品の例）

資材の種類	環境情報表示	表示
台所流し台水切り用三角コーナ、台所流し台水切り用ストレーナ	（１段表示） 水切りメッシュ 1.5mm 以下	
食用油ろ過器	（１段表示） 食用油のろ過	
空き缶回収機器	（１段表示） 空き缶回収機器	

別紙　台所流し台水切り用三角コーナー、ストレーナー、濾紙袋のメッシュサイズ試験法

・試験用ビーズの準備

市販のガラスビーズ（穴のあいていないもの）もしくは、研磨材用のガラスビーズで、1.5mm 径のものを購入する。

JIS　Z8801 に規定されたふるい、（金属製網ふるい）を用い、

1.5mm 径のビーズは、目開き 1.6mm のふるいを通過し、1.4mm のふるいを通過しないものを選別する。（以下 1.5mm ビーズとする）

ビーズは、予め水洗し、乾燥させた後、105℃、3 時間乾燥させ、デシケーター中で放冷する。

・コーナー、ストレーナーの場合

1.5mm ビーズ 50g を 500ml ビーカーに精密に取り、水 500ml を入れ、それを通す。

ビーカーは、さらに水 500ml で 2 回すすぎ、ビーズを全て通す。

コーナーもしくはストレーナー中に残ったビーズをよく乾燥し、重量を測定、95%以上が残留していることとする。

・濾紙袋の場合

1.5mm ビーズ 50g を 500ml ビーカーに精密に取り、水 500ml を入れ、コーナーもしくはストレーナーにセットした濾紙袋にそれを通す。ビーカーは、さらに水 500ml で 2 回すすぎ、ビーズを全て通す。

濾紙袋中に残ったビーズをよく乾燥し、重量を測定、95%以上が残留していることとする。

測定は、20℃の環境下で 5 回行い、最大と最小の測定値を除いた 3 測定値の平均を試験結果とする。

＊ビーズは、理化学試験などにも用いられる比重が 2.5～2.8 程度のガラスビーズが望ましい。

＊濾紙袋の場合、セットするコーナー等はその濾紙袋の対象とするサイズの物を使用する。

＊参考 JIS

JIS　Z8801　「試験用ふるい」(1)～(3)

JIS　Z8901　「試験用粉体及び試験用粒子」

JIS　R6001　「研削といし用研磨材の粒度」

解 説　「日用品Version1.0」

2004年7月1日制定

1. 対象について

対象製品は、総務省発行の「日本標準商品分類」を基に分類項目を作成し、小売事業者の実務分類および（社）日本プラスチック日用品工業組合における日用品分類を参考に、具体的な用途毎の中分類を設定した。

日用品の対象候補として日本工業規格における日用品の取扱いを参考に「その他電気・電子機械器具のうち電球類・照明器具・電池」、「利器工匠具及び手道具」、「身の回り品、装身具、身辺細幣品及び銀器のうち喫煙用具・時計バンド」、「家庭用調理機器」、「化粧品、歯磨き、石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品」、「娯楽装置及び玩具」、「楽器」、「スポーツ用具」なども検討した。これらの対象候補は、主材料が金属である、対象製品に幅がある、認定基準策定にあたり個別の専門知識が必要となることなどの理由により、本商品類型の対象外とした。また、特定の製品を包装する箱類は、箱の内容物である製品をエコマーク認定していると誤解を招く恐れがあることから対象外とした。

日用品に相当すると判断された商品分類に属する製品であっても、表1に示す製品については、試験方法がなく証明困難である、安全面から環境配慮が困難であるなどの理由により、本商品類型の対象外とした。また、環境負荷低減を機能としてうたっているが、機能の根拠となる科学的データがないなど裏づけに乏しいアイデア製品については、当該機能の環境負荷低減効果をエコマークとして認めているとの誤解を招く恐れがあることから採り上げないこととした。なお、ここで挙げられてない製品であっても、別表1に掲げられていない製品は、原則として本商品類型の対象外となる。

以下に対象外の製品一覧を示す。

表1　本商品類型において対象外とする製品リスト

分類番号	分類	対象外製品例
	台所用品及び食卓用品（銀製、銅めっき品及び類似金属品を除く。）	
77 3271/77 3313/ 77 343/77 3513	さら	紙皿※16
77 321/77 322/77 323/ 77 324/77 325/77 3316/ 77 345/77 361/77 39	コップ	紙コップ※16
77 61	食卓用ナイフ、フォーク及びスプーン	ナイフ、フォーク及びスプーン※12,16
77 621	はし	割りばし※16
77 19	その他（調理用具）	さらしネット※1、パスタメーカー※12、キッチンバサミ※12、蟹ハサミ※12
85 129	スポンジ	洗剤を使わないスポンジ※21
77 91	食事用紙製品	紙ナプキン※17、コーヒーフィルター※19
77 94	竹ぐし（串）	竹ぐし（串）※16
77 99	その他	鍋つかみ※1、キッチンマット※1、レース※1、排水口のふた※9、栓抜き※12、ワインオープナー※12、アイスピック※12、ガス抜き器※12、鉄串※12、アルミホイル※16、クッキングペーパー※16、製氷皿※22

分類番号	分類	対象外製品例
	ランチ及び行楽用品	
95 99	その他	ペットボトルホルダー※[1]
	洗たく器具及び洗たく用品	
85 119	その他	洗濯ネット※[1]
	ふろ場用品及び洗面用品	
85 2329	その他のふろ場用品	ボディタオル※[1]、ふみ台※[7]、シャワーヘッド※[9]、シャワーフック※[9]、蛇口ハンドル※[9]
	サニタリー	
85 99	その他	トイレットペーパーホルダーカバー※[1]、トイレマット※[1]、トイレットペーパーラック※[7]、トイレットシートペーパーホルダー※[22]
	清掃用品	
85 129	その他	清掃用ウエットティッシュ類※[1]、メッシュクリーナー※[1]、ぞうきん※[1]、掃除機パーツ（吸口、パイプ、ノズル）※[22]
	収納	
85 99	その他の収納用品	押入れフリーラック※[7]、押入れ収納ワゴン※[7]、ネクタイ収納ケース※[7]、スカーフ収納ケース※[7]、衣装ケース※[7]、リビングラック※[7]、チェスト※[7]、トイレ用ラック※[7]、トイレットペーパーストッカー※[7]、収納ケース※[7]、箱※[7]、ワゴン※[7]、シューズラック※[7]、鴨居※[15]、長押※[15]、携帯を置く台※[22]
	装身具、身辺細貨品及び銀器	
81 24	くし、ヘアーネット	ヘアーピン※[12]
81 29	その他の化粧用具、頭髪用品、かつら及びこれに類するもの	化粧ポーチ※[1]
	家庭用園芸器具	
85 49	その他の家庭用園芸用品	芝刈り機（85 41）※[12]、はさみ（68 14）※[12]
	ゴム製基礎材	
11 5	ゴムホース	ガス用強化ゴムホース（11 565）※[18]
	民生用電気・電子機械器具	
60 9	その他の民生用電気電子機械器具	シェーバー※[14]、電動歯ブラシ※[14]
	履物	
80 43	スポーツ用特殊靴	アイススケート靴※[12]、ローラースケート靴※[12]、乗馬靴※[13]
	その他の住生活用品	
85 5	芸術品及び装飾品（銀製、銀めっき及び同類似金属製品を除く）	金属製花器※[12]、金属製置物※[12]、剥製※[13]、雲版・額縁及び木彫り額、柱掛け・壁掛け及び壁面装飾品、手箱及び文箱※[2]、書及び絵画
	その他の製品	ラッピング用品※[23]、鳥・犬・よけネット※[1]、のれん※[1]、七輪※[9]、脚立※[7]、メッセージボード※[7]、単水栓※[9]、混合栓※[9]、蛇口パイプ※[9]、燃料用アルコール※[10]、縫いぐるみ※[11]、カレンダー※[4]、アルバム※[4]、消火器※[5]、廃食用油再生石けん※[6]、南京錠※[12]、針金※[12]、ごとく※[12]、工具類※[12]、ハサミ研ぎ器※[22]、ドアベル※[12]、懐中電燈※[14]、防水テープ※[15]、滑り止めテープ※[15]
	その他の生活・文化用品	
95 1	マッチ、ろうそく、くん（薫）物及び線香	線香※[13]、お香※[13]
95 412	神具	さい銭箱※[8]
95 422	仏具	仏壇※[8]、輪台※[12]

※1：　エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品」に該当し日用品とはみなさないため。
※2：　エコマーク商品類型No.112「文具製品」に該当し日用品とはみなさないため。
※3：　エコマーク商品類型No.114「紙製の包装用材」に該当し日用品とはみなさないため。
※4：　エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物」に該当し日用品とはみなさないため。
※5：　エコマーク商品類型No.127「消火器」に該当し日用品とはみなさないため。
※6：　エコマーク商品類型No.129「廃食用油再生せっけん」に該当し日用品とはみなさないため。
※7：　エコマーク商品類型「家具」（現在番号なし）に該当し日用品とはみなさないため。
※8：　据え付けで使用するものであり、日用品とはみなさないため。
※9：　84 冷暖房、食品調理器具及び装置（主熱源に電気を使用しない）並びに衛生設備用品に該当し日用品とはみなさないため。
※10：　88 化粧品、歯みがき、石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品など化学製品に該当し日用品とはみなさないため。
※11：　89　娯楽装置及びがん具に該当し日用品とはみなさないため。
※12：　金属製品、または金属部分が多く認定基準を満たすことが難しい製品であるため。
※13：　同一製品中で環境という視点から製品の差別化ができないため。
※14：　電気を使用した製品であるため。
※15：　建築用製品であるため。
※16：　使い捨て製品であるため。
※17：　食品衛生法上の規制による。
※18：　安全上の問題から環境配慮が困難であるため。
※19：　無漂白製品が十分普及したのでより環境性を高める必要があるが、新たな環境配慮事項として適当なものが存在しないため。
※20：　天然素材であることを認定の対象としないため。
※21：　衛生上の問題及び汚れを落とす機能を評価する試験方法がなく、機能性を証明できないため。
※22：　対象外製品の部品・付属品であるため。
※23：　加工基礎材及び中間製品に該当し、日用品とはみなさないため。

3．用語の定義について

ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義は、JIS Q 14021におけるポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義を参照した。参考としてJISの定義を示す。

（参考）

JIS Q 14021　ポストコンシューマ材料 の定義

家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021　プレコンシューマ材料 の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

4．認定の基準について

4－1．環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「日用品」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A－1、B-5、B－6、B－8、B－9、C－1、C－8、D－1、D－7、D－8、D－9、E-7、E-8、およびF－1（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1. 資源の消費	◎		◎	◎		◎
2. 地球温暖化影響物質の排出						
3. オゾン層破壊物質の排出						
4. 生態系への影響						
5. 大気汚染物質の排出		◎				
6. 水質汚濁物質の排出		◎		◎		
7. 廃棄物の発生・処理処分				◎	◎	○
8. 有害物質などの使用・排出		◎	◎	◎	◎	
9. その他の環境負荷		◎		◎		

本商品類型の基準は、4-1.環境に関する基準および4-2.品質に関する基準から構成し、さらに4-1.環境に関する基準は「4-1-1.共通基準」、「4-1-2.材料に関する基準」、「4-1-3.個別製品に関する基準」から構成する。

「4-1-1.共通基準」は、本商品類型のすべての対象製品が満たす必要のある基準である。

「4-1-2.材料に関する基準」は、製品の材料に関する基準である。

「4-1-3. 個別製品に関する基準」は、製品の分類毎に定めた基準であり、製品の環境設計に関する基準、他の原因から生じる環境負荷を低減するための製品の使用に関する基準で構成する。

A　資源採取段階

◇ A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 材料に関する基準
(2) 個別製品の再生材料配合率
(3) 天然素材の使用による環境への影響低減策
(4) 金属材料、皮革材料の扱い

(1)については、各材料の商品類型において各材料毎の環境に関する基準を策定していることから、最終製品の一つである本商品類型においては、既に策定されている各材料毎の環境に関する基準のうち考慮すべき項目を選定し、日用品固有の特性を考慮した上で、必要な修正を行い基準項目とした。なお、多くの日用品製造事業者は、材料自体の製造を行っていないことから、材料の製造工程に関する基準項目は原則として盛り込まず、材料自体の基準項目である再生材料や有害化学物質などについて選定した。複数材料から構成される製品については、小付属を除き、それぞれの材料基準を全て適用することとした。考慮事項は以下の通りである。

紙は、「No.107印刷用紙Version2.0」から基準項目を引用した。ただし、板紙の古紙パルプ配合率については「No.112 紙製の事務用品」から引用した。なお、禁忌品については基準項目として選定しなかった。これは、吸収部材などが使用後にリサイクル困難な状態となることなどによる。ただし、リサイクルすることが望ましい製品については材料種毎の分離容易設計を別の基準項目として策定した。アゾ着色剤の使用に関しては、本商品類型の対象製品においてアゾ着色剤により染色した紙の使用が少ないと判断し、選定しなかった。

木材は、「No.115 廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」のうち、D.生活・文化用品に関する基準を引用した。

プラスチックは、「No.118 再生材料を使用したプラスチック製品」の商品区分A.廃棄時に一般廃棄物になる製品に関する基準を引用し、ハロゲン系ポリマの使用は認めないこととした。

ガラスは、「No124.ガラス製品Version1.0」のうちC.ガラス製の日用品に関する基準を引用した。

繊維は、「No.104家庭用繊維製品Version2.0」のうちB.身の回り品に関する基準を引用した。ただし、「No.104家庭用繊維製品Version2.0」との間の対象製品整理のため、繊維が製品の外面積の50%未満であることを追加した。

ゴムは、事業者関係団体などの意見をもとに材料に関する基準を策定した。脱硫工程を伴う再生ゴムは、化学工程を伴うために低い再生材料配合率に留まっているものの、市場における再生ゴム製品の普及促進を目的とし、再生材料配合率10%以上とした。ゴム粉を使用した常温成形品は、ゴムの粉を固めたものであり高い配合率を達成することが可能であるため、再生材料配合率60%以上とした。「No.109タイル・ブロック Version2.0」において再生ゴムの配合率が規定されており、これを参考として基準値を策定した。

焼物は、「No.109タイル・ブロック Version2.0」を参考とし、事業者関係団体、関係自治体などの意見をもとに材料に関する基準として策定した。焼却灰・汚泥を再生材料として扱うことについては、本商品類型が消費者の日常生活で使用される製品を対象としており、有害化学物質の含有などの観点から、食品や皮膚への接触時に問題となる可能性があると判断し、採り上げないこととした。「No.109タイル・ブロック Version2.0」では、タイル・ブロックへの陶磁器屑配合率を60%以上としているが、陶磁器は再生材料配合率20%程度が現在の技術的限界であるため、これを基準値とした。また、常温形成品については本商品類型では焼物を対象としていることから扱わないこととした。焼物の製造工程で使用されるトチ・ハマは、トチ製造事業者の製品を製陶事業者が使用し、使用済トチ・ハマを製陶事業者が焼物原料として配合する場合は、ポストコンシューマ材料として扱う。製陶事業者が製造したトチ・ハマを自社で使用し、同様に焼物原料として配合する場合は、再生材料としては扱わず、有効利用となる。素焼不良品などについては、プラスチックと同様に、自社で原料として利用するものは再生材料としては扱わず、有効利用となる。

(2)については、各製品毎に再生材料配合率の検討を以下の通り行った。

掃除機用フィルター袋は、フィルター部分の強度面から再生材料配合率を据え置きとし、フィルター以外の部品は、板紙を使用したものが多く古紙パルプの高配合が可能であることから90%以上とした。

廃食用油吸収材は、現行基準において古紙配合率100%であり、配合率を現行のとおりとし、

古紙以外の再生材料を新たに認めることとした。

無漂白のコーヒーフィルターについては、市場におけるシェアが推計で50%以上になっており、新たな基準項目を設定し、環境性能を高めることが必要と判断したが、現状において無漂白以外の環境配慮が行われておらず、他の基準を設けることは難しいため、本製品を対象外とした。

履物は、部品交換による長寿命設計を基準としたこと、および再生材料を配合した製品が少ない状況を考慮し、スポーツシューズ、学童用シューズなどについて再生材料配合率20%以上とした。ただし、再生材料使用に向けたメーカの取組を促進するために、2年間は再生材料配合率を10%以上とすることとした。ゴム製履物については、製品質量の約4割を占めるアウトソール部分に再生ゴムを配合可能であること、および部品交換による長寿命設計が難しいため、再生材料の高配合による資源の有効利用性を高めることが最適と判断し、40%以上とした。

(3) については、従来、天然ゴムを用いたゴム手袋やセルロースを用いた台所用スポンジなどを天然素材の使用という観点から、認定対象製品としていた。

しかし、天然ゴムについては、東南アジアを中心とした世界のゴムプランテーション栽培に対して、第三者の客観的評価による持続的資源採取可能または環境上の配慮がなされていることの確認が行われていない。また、天然素材の中には環境に配慮していると思われる材料があるものの、天然素材＝環境に優しいということではなく、材料毎に個別の客観的評価を行う必要があると考えられる。このため今回は、本商品類型において天然ゴム材料を採り上げないこととした。

セルロースについても、同様の理由から天然素材であることでの認定は行わないものの、コットンリンター、間伐材などから製造されるものは採り上げることとした。

(4)については、金属材料がすでにリサイクルシステムが構築され日常的に再生材料が使用されていることなどの理由から、金属材料が製品全体質量の50%以上の製品は採り上げないこととした。ただし、台所流し台水切り用ストレーナー、台所流し台水切り用三角コーナー、食用油ろ過器および空き缶回収機器については、製品の使用により他の要因から生じる環境負荷の低減に寄与できることから、製品全体質量比50%以上の金属の使用を認めることとした。

皮革については、環境影響を検討するためには一層の情報収集が必要であると判断し、採り上げないこととした。

ただし、金属、皮革、石材、天然ゴムなど、本商品類型において環境に関する基準を制定していない材料については、その使用が環境へ大きな影響を与えると判断されたものではなく、当該製品に関する各認定基準が満たされている場合、50%未満の質量割合の範囲において使用を認めることとした。

B　製造段階

◇ B－5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染については、適切な管理がなされていること

製品の製造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止

協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できること、かつ他の商品類型と整合を取る観点から、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ Ｂ‐6（**水質汚濁物質の排出**）

本項目では以下の点が検討された。

(1) **排水については、適切な管理がなされていること**

製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ Ｂ‐8（**有害物質などの使用・排出**）

本項目では以下の点が検討された。

(1)**有害物質の溶出について（焼物、ゴム）**

(1)**については、**D-8(1)**に取りまとめて記述した。**

「無漂白」の定義は、日本オーガニックコットン協会の認証基準に準じ、仕上げ加工工程における薬剤について下表の範囲で使用を認めた綿製品とした。なお、精練・漂白工程が同一工程のものは、過酸化水素による漂白が一般的であり、特に環境保全上の問題となる事項も挙げられなかったことから、「過酸化水素漂白」として認めることとした。

表　仕上げ加工工程での使用可能薬剤一覧

過酸化水素漂白　と表示	精練・漂白が同一工程のもの	1 糊抜き	使用可能　熱水・クエン酸、酢酸・塩・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤
		2 精練・漂白	使用可能　熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤 ソーダ灰・**1.5％owf(**純分として**)**以下の過酸化水素。ただし、酵素または熱水、クエン酸、酢酸によって除去し、最終の布地に残渣を残さないこと。
無漂白　と表示	精練・漂白が別工程のもの	1 糊抜き	規定せず
		2 精練	漂白は行わないこと 精練に使用可能　熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤

◇ B－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 騒音・悪臭については、適切な管理がなされていること。

製造工程からの騒音・悪臭については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

C　流通段階

◇ C - 1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について（簡素化、再生材料の利用） (2) 包装の表示について

(1)については、 日用品においては、個別包装が主流であり包装材料が多く使われていることから使用量削減、再生材料の使用を促進することとした。優先順位は、まず不必要な包装は削減すること、包装の必要な場合には材料の使用量を減らすこと、使用する材料には再生材料を優先的に使うこととした。再生材料の配合率は材料基準に基づくこととした。ただし、再生材料配合の包装材料は薄肉化が困難であり、プラスチック製袋およびフィルムは再生材料の規定を設けないこととした。

本項目は基準を策定する項目として選定された。

(2) については、使用される材料の種類の確認が難しいプラスチックに材質表示をすることで回収時の処理がスムーズになるよう、基準を策定する項目として選定した。表示はJIS K 6899に従うものとした。表示にあたっては、表示スペースなどの物理的障害があることから、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」を参考に除外規定を設けた。

◇ C - 8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について（有害物質）

廃棄時の有害物質排出削減の観点から、プラスチック製包装材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこととし、本項目を基準を策定する項目として選定した。

D　使用・消費段階

◇ D - 1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品の長寿命化
(2) 食品の熱しやすさ、冷めにくさなど省エネルギーへの配慮

(1)については、ワンウェイ設計に基づく使い捨て製品を対象外とした。詳細はD-7において解説した。また、日用品において製品の長寿命化を図ることは、廃棄物および資源消費量の削減になり、環境負荷低減が期待できるため、導入可能な製品において基準を策定する項目として選定した。具体的には、交換部品の提供や修理体制などのサービス提供について、需要が環境への関心の高まりとともに高まる傾向にあるとの意見があった。このような状況に配慮し、台所用品及び食卓用品、モップなどの清掃用具および履物において、交換部品の提供や修理体制などのサービスを提供することにより長寿命化を図ることとした。

(2)については、台所用品において、材料や形状などの工夫により、調理時間短縮による電気・ガスの使用量削減を期待できるが、効果を客観的に評価することが難しい。

保温なべについても、製品の使用により電気・ガスの使用量削減を期待できるが、同様に効果の客観的評価が難しい。

以上の理由から本項目については基準を策定する項目として選定しなかった。

◇ D－6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 汚れの落としやすさについて
(2) 有害物質の溶出について
(3) 水質汚濁物質の排出の防止について
(4) 洗剤を使用しない洗浄用製品について

(1)については、器具の汚れを落としやすくすることによって、洗浄時の洗剤および水使用量の削減を図ることが可能である。調理器具においては、テフロン加工などの表面加工により汚れの落としやすさに配慮された製品が存在するものの、汚れの落としやすさを客観的に評価する試験方法が規格化されていないことから、本項目は基準として策定する項目として選定されなかった。

(2)については、D-8(1) に取りまとめて記述した。

(3)については、台所流し台水切り濾紙袋、台所流し台水切り用ストレーナーおよび台所流し台水切り用三角コーナーなどは、家庭排水への汚濁物質排出を防ぐことができることから、製品の使用により他の要因から生じる環境負荷の低減に寄与するものとして基準を策定する項目として選定した。

(4)については、洗剤による水質汚濁物質の削減という観点から、洗剤を使用しない台所用スポンジに関する検討を行った。洗剤を使用しないことにより衛生面で問題が生じる可能性があること、汚れの落ち方に関する確立された試験方法が存在せず、実際にどの程度の効果が期待できるのか明確ではないこと、汚れが著しい場合には洗剤が必要であることなどの理由により、対象外とした。

◇ D－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 使い捨て製品
(2) 個別製品に関する基準の策定

(1)については、一度の使用で廃棄される製品は、①代替製品が存在しない製品、②代替製品が存在する製品、③当該製品がなくとも日常生活に支障のない製品、④他との差別化が可能な製品、⑤高環境負荷が明らかな製品、の5つに分類し（複数分類に係る製品もある）、本商品類型において対象とすることが許容される製品の検討を行った。

結論として、①および④については、一度きりの使用を前提としていても使い捨て製品とは扱わず、「使いきり」製品と位置づけ、認定対象とすることとした。

①については、一度きりの使用であっても機能としてそれに代替するものがほとんど存在しないため、対象製品として認めることとした。例としてはつまようじがある。

④については、同一製品において環境面で他の製品との差別化が可能である製品であることから、対象製品とすることとした。

具体的には、紙おむつ、ペットシート、猫砂などがある。猫砂、ペットシートについては、古紙、古紙パルプ、廃木材などを高い配合率で利用した製品が存在することから、吸収部材に80%以上再生材料を配合することを基準とした。

紙おむつについては、代替製品の布おむつが減少しており実質的に代替製品は少ない状況にある。また、普段布おむつを使用していても長距離移動などの際には紙おむつを使用するといった使い分けをする消費者も多いと考えられる。布おむつは紙おむつと比較して洗浄に加えて取替えの手間もかかるため、特に高齢者の介護においては労力低減の観点から紙おむつの需要が今後増大すると予測される。介護施設や病院などの公的機関ではグリーン購入によりエコマーク認定商品が購入されることから、紙おむつの中で再生材料配合などの環境に配慮したおむつの普及により、環境負荷の低減効果が期待される。しかしながら紙おむつのような直接肌に接触する製品への再生材料の使用は、消費者の拒否感が強く進んでいない。他の観点での環境負荷低減策は実現困難であることから、最低限、吸収材など皮膚接触の無い部分へ古紙などの再生材料の配合などを促すことが消費者意識の変革においても、環境負荷の低減においても重要であるとの判断から、今後1～2年の間にまとめることを目標に検討を始めるものとした。

②については、繰り返し使用できるものを使用すべきであり敢えて使い捨てのものを認める必要はないとの見解から対象外とした。例としては、割り箸、竹串、紙皿、紙コップなどがある。

③については、製品がなくとも日常生活に支障を生じることにはならないため対象外とした。例としては、行楽用に用いられるプラスチック製フォーク・ナイフ、バランなどがある。

なお、割り箸については、間伐材を100%使用することを条件に対象として認めるという意見もあった。しかし、割り箸そのものは使い捨てであり対象とすべきでないとの意見もあり結論にはいたらず、今回は対象外とした。

⑤については、使い捨てることで環境への影響が大きいと判断されることから、認めないこととした。例としては、アルミホイル・アルミカップなどが挙げられた。

アルミはその精錬時に大量の電力が必要であることからリサイクルすべきであるが、これら

の製品は、使い捨てを前提としていること、金属のみでできており他の同様の製品との環境面での差別化ができないことから対象外とした。

なお、類似の商品としてラップがあるが、これについては、塩化ビニルの不使用という観点のみでは採り上げないこととし、各認定基準を満たすことを認定条件とした。

家庭用ゴム手袋については、ゴム厚による区分があり、極薄手に該当するものについては実質的に一度きりの使用を想定した製品であり、使い捨て製品として扱うこととした。

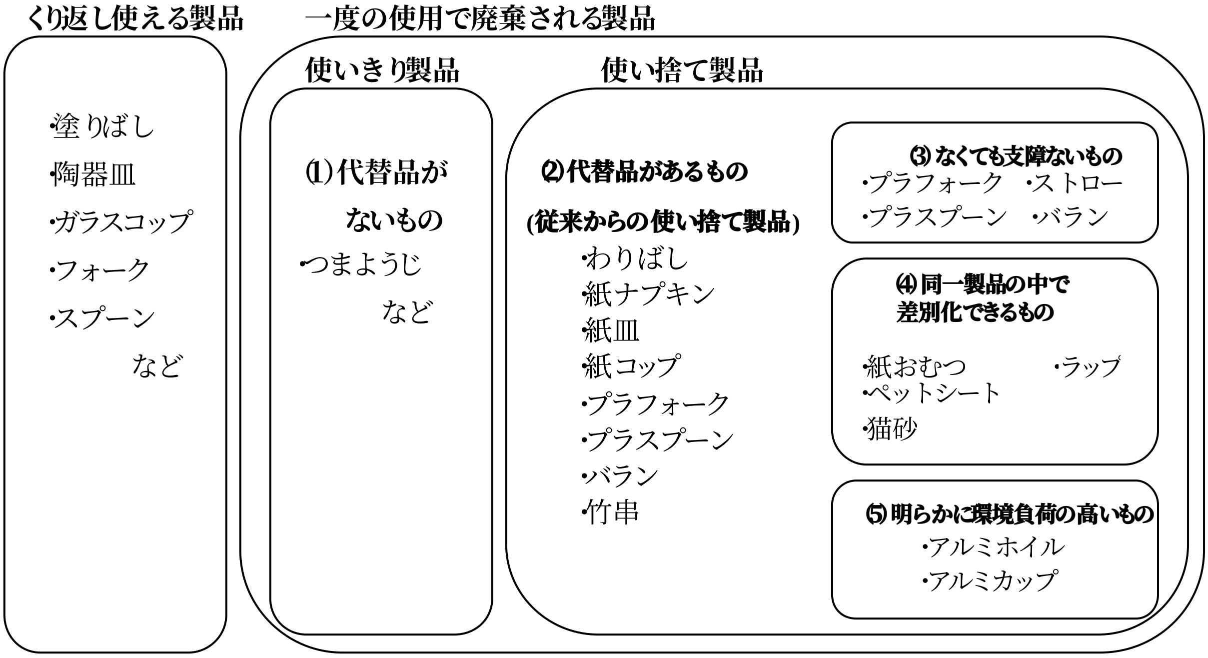

(2)について、個別製品の環境に関する機能として以下のような検討を行った。

食用油ろ過器はそれを利用することにより、食用油の廃棄および家庭排水への流入を減らすことができることから、基準を策定する項目として選定した。

台所用品及び食卓用品、モップなどの清掃用具及び履物における交換部品の提供についてはD-1に記述した。

歯ブラシについては、植毛部の交換可能設計により廃棄物削減を図る製品があり、交換部品の提供を基準項目とする検討を行ったが、該当する製品が電動式歯ブラシなどに限られており、電動式の製品は本商品類型において対象外とすることから、交換部品の提供を基準とはせず、材料に関する基準を満たすことにより認定できることとした。

空き缶回収機器については、空き缶の回収・リサイクルを容易にすることにより、資源の有効利用、環境意識の向上、散乱ごみ発生防止による街の美観維持のために有益であることから、本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ D－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 有害物質の溶出について (2) アレルギーに関する表示（プラスチック、ゴム）

(1)については、食品に触れる「台所用品及び食卓用品」は、食品衛生法に定めるカドミウム、鉛に関する溶出基準を満たすこととした。

ゴムについては、再生ゴムに関する有害物質含有・溶出に関する一般的な法規・規格などは存在しないが、自治体におけるグリーン購入基準において環境庁告示46号のうち重金属に関する基準を満たすことを要件とした例があることから、本商品類型においてもこれに準じた。

(2)について、ゴムは、材料中の可塑剤(加硫促進剤、老化防止剤など)によるアレルギー性接触皮膚炎（遅延型アレルギー)、および天然ゴムのラテックス蛋白によるラテックスアレルギー（即時型アレルギー）が知られている。ゴムの安全に関する規格(JIS T9010)、食品衛生法、日本ゴム協会の自主基準など安全性に関する規格が存在し、それらに適合していることを表示することは重要であること、東京都などの行政機関においてもアレルギーに関する表示を行うよう指導していることなどの理由から、ゴムを使用した製品については必要に応じてアレルギー表示を行うこととした。ラテックス蛋白によるアレルギーは症状が重くなる可能性があることから、天然ゴム使用の製品には、通常のアレルギーに対する注意に加え、ラテックスアレルギーに対する注意を促す内容を表示することとした。

プラスチックでは、眼鏡フレームなど接触頻度の高い製品などによるアレルギー性接触皮膚炎(遅延型アレルギー)が報告されているとの意見が挙げられた。プラスチックは様々な製品で使用されている材料であり社会的影響が大きいことからプラスチック添加剤とアレルギーに関する情報を整理し、本商品類型の解説において情報提供することとした。

本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ D－9（その他環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 適正な取り扱いに対する情報提供 (2) 食用油ろ過器の脱臭、脱色効果について

(1)については、例えばフッ素コーティングされたフライパンや鍋など直接加熱に用いる製品は、空焚きにより有害物質が排出されることなど、使用に当たって注意すべきことがある。一般的にこれらの商品は比較的長期間使用されることから、使用期間中にそのような問題が発生する可能性が高いため、消費者に対して事前に製品の適正な使用方法などに関する情報提供を行う必要がある。

本項目を基準として策定する項目として選定した。

(2)については、食用油を繰り返し使用する上で、油の臭いなどへの配慮が必要であることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ E－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 分離・分別が容易な構造であること。または使用材料が削減、統一されていること (2) 生分解性プラスチックについて

(1)については、日用品に該当する製品は、一般的に他の工業製品などと比較して構造がシンプルであり、使用される材料種類数も限られているという特徴がある。そのため、製品の設

計段階において廃棄時の製品解体や材料種類ごとの分離分別の容易な構造となるように配慮することや使用材料種類数を削減、統一することは比較的容易である。これらに配慮することは、自治体などの行う廃棄物・資源の分別回収時の消費者の手間が軽減され、リサイクル促進につながるため、本項目は基準を策定する項目として選定した。

また、このような配慮がなされた製品は、リサイクルが前提になっていることから、再生材料配合率の基準を若干軽減すべきとの意見があり、製品設計における環境配慮を促進することも考慮しそのインセンティブとしてそれぞれの材料に関する基準から10%割り引いた値とすることとした。ただし、プラスチックについては、ポストコンシューマ材料を使用した場合、これも再生材料の利用促進として有意義であることから、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」に合わせ、ポストコンシューマ材料については再生材料配合率50%とした。繊維、ゴムなどは、再生材料配合率の基準値が低値に設定されていることから、再生材料配合率は特例なしとした。木材については、再生材料配合率を下げることが特段インセンティブとならないことから、再生材料配合率はそのままとした。

本項目は、必要基準項目ではなく、満たした場合、材料の再生材料配合率を軽減するという特例的な観点から導入された基準である。

材料種類数の削減については、材料種類の統一、分離・分解の容易性への配慮と比較してより容易に取り組めるとの判断から、「その他住生活用品」に該当する製品の基準とし、再生材料配合率の軽減はしないこととした。

「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」については、粘着部以外の部品のリサイクルを容易にするため、異種材料で構成される部品の分離容易性を基準項目とした。粘着部以外の部品は、再生材料の配合が一般的な板紙が主であることから、再生材料配合率の軽減措置は不要であると判断した。

(2)については、生分解性プラスチックを水きり用濾紙袋に使用することにより、そのまま生ごみ処理機に投入し分解可能であることからプラスチック製水切り濾紙袋を使用する場合と比較して分別の手間が削減されると同時に、生ごみの1次処理活動の促進につながるなどの環境面でも有益であるとの意見があった。

結論として、生分解プラスチックは、製品ライフサイクルの廃棄ステージに着目した機能であり、製品使用後の処理、製品ライフサイクル全体の総合的評価上の課題があると考えられる。検討に際しては、プラスチックリサイクルにおいて通常のプラスチックに生分解性プラスチックが混入すると品質が低下しリサイクルに支障を及ぼす可能性があることから、プラスチックリサイクルに混入する可能性のない限定された用途でのみ使用するべきとの意見や、一般的な日用品が土壌中で分解される必要性に乏しいこと、回収された製品がリサイクル工程で分解されるものではなく最終的にリサイクル工程から排出される廃棄物となることからリサイクルに貢献するものではないとの意見があった。

以上より、生分解性プラスチックを認定の基準に盛り込むという結論には至らず、基準を策定する項目として選定しなかった。

◇ E－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 粘着剤の焼却による有害物質の発生
(2) 難燃ポリマについて

(1)については、「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」は捕獲衛生害虫・獣と共に可燃ごみとして排出されると想定され、粘着剤の焼却による有害物質の発生について検討が必要であるという意見があった。ネズミ粘着板の粘着剤は、一般的にポリブテンが用いられており、有害性に関する知見はないことから特に基準を策定する項目として選定しなかった。

(2)については、ポリ塩化ビニルおよびポリ塩化ビニリデン、臭素系難燃剤などの含有と燃焼廃棄時のダイオキシンの発生との関係があげられる。調査、検討の結果、プラスチック製のしゃもじやへらなどの調理用具は、一般的に難燃プラスチックを使用しておらず、本商品類型の対象製品に難燃剤が使用される事例は少ないと推測された。エコマーク事業実施要領に基づく難燃剤の使用に関する規定があり、有害物質の発生を極力回避する観点から、本商品類型においてもこれに則ることとした。

F　リサイクル段階

◇ F－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 使用済み製品の回収、再使用のためのシステムが確立されていること
(2) 再使用回数の設定について

(1)については、使用済み製品が回収、リサイクルされることによって廃棄物の発生および資源消費の削減が期待される。本商品類型の対象製品の多くは使用期間などの使用形態が多岐に渡っているため、回収システムが確立できるような量を定期的に集めるのは難しい。ただし、ダストコントロールマットについては、業務用レンタル製品が多く、回収のシステムが用意されていると考えられる。従って、ダストコントロールマットについては回収し、さらにそれを再使用するシステムが確立されていることを基準を策定する項目として選定した。

(2)については、ダストコントロールマットは業務用レンタル製品として、回収され繰り返し再使用される製品が多い。再使用回数を多くするほど廃棄物の発生、資源消費量は削減される。そこで、再使用回数を実績として報告すると共に、繰り返しての使用に耐える設計とすることを、基準を策定する項目として選定した。

◇ F－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 分離・分別が容易な構造であること

(1)については、E-7(1)において取りまとめて記述した。

付属証明書

年　月　日
（社名）

エコマーク 商品類型 No. 128「日用品 Version1.0」

申込ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

印（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞

1．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載してください。
「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。

2．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出してください。
「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。

3．各証明書の作成は各種の記入例を参照してください。

4．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認してください。

5．付属証明書の構成は、＜共通基準＞および製品構成材料（A~G）毎の＜材料に関する基準＞および各対象（A~D）毎の＜個別製品に関する基準＞および＜品質に関する基準＞の項目です。申込製品にあてはまる付属証明書を選択してください。製品構成材料とは、小付属（ネジ、接着剤など製品の機能上必要な小さな部品）以外の部品に使用している材料を指し、製品構成材料が複数の素材にまたがる場合は、該当する区分毎に必要です。

項目	添付証明書	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　　　　） □なし　（表示する場合は表示設計図のご提出が必要です。） （該当する事項をチェックしてください。）	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）	申込者
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）	申込者

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 (該当する事項をチェックしてください)	他社開発製品の場合、申込承諾書(記入例1)	申込承諾者
本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない (該当する事項をチェックしてください) (ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です)	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表 変更点についての認定基準に対する証明書(変更がある場合)	

項目	記入欄	添付証明書
電気の使用	□電気を使用する製品である □電気を使用しない製品である	
対象	台所用品及び食卓用品 □飲食器 □食卓用ﾌｫｰｸ、ｽﾌﾟｰﾝ、はし及び同付属品　（小分類名：　） □卓上用品　（小分類名：　） □調理用具　（小分類名：　） □料理用具　（小分類名：　） □食料貯蔵器具　（小分類名：　） □流し周り用品　（小分類名：　） □その他の台所用品及び食卓用品　（小分類名：　） ランチ及び行楽用品 □ランチ及び行楽用品　（小分類名：　） 洗たく器具及び洗たく用品 □洗たく器具及び洗たく用品　（小分類名：　） ふろ場用品及び洗面用品 □ふろ場用品及び洗面用品 □洗面用品　（小分類名：　） □その他のふろ場用品　（小分類名：　） サニタリー □サニタリー用品　（小分類名：　） 清掃用品 □清掃用品　（小分類名：　） 収納 □押入れ及びクローゼット収納用品　（小分類名：　） □キッチン収納用品　（小分類名：　） □リビング収納用品　（小分類名：　） □サニタリー収納用品　（小分類名：　） □小物収納用品　（小分類名：　） □その他収納用品　（小分類名：　） 装身具、身辺細貨品及び銀器 □化粧用具、頭髪用品、かつら及びこれに類するもの　（小分類名：　） 鳥獣用品（家畜・家きん用品を除く） □鳥獣用品　（小分類名：　） 家庭用園芸器具 □家庭用園芸器具　（小分類名：　） ゴム製基礎材 □ゴムホース □ゴムマッティング □ゴム手袋 民生用電気・電子機械器具 □掃除機用フィルター袋	製品の概要が分かるカタログなど

項目	記入欄	添付証明書
対象	履物 □ゴム製履物　（小分類名：　） □プラスチック製履物　（小分類名：　） □スポーツ専用靴　（小分類名：　） □和風履物　（小分類名：　） □家庭用スリッパ □その他の履物	製品の概要が分かるカタログなど
	衣料用品及び関連製品 □家庭用治療機器 □病人用品	
	その他の住生活用品 □芸術品及び装飾品　（小分類名：　） □カーテン及びとばり用品　（小分類名：　） □日おい、日よけ及びすだれ □湯たんぽ □郵便受け及び状差し □はえたたき、はえ落とし及びねずみ取り □他に分類されないその他の住生活用品	
	その他の生活・文化用品 □マッチ、ろうそく、くん（薫）物及び線香　（小分類名：　） □縫製用小物 □宗教用具　（小分類名：　）	

4-1-1.＜共通基準＞

項目	記入欄	提出書類
(1)～(5)		本付属証明書4ページ参照

4-1-2.＜材料に関する基準＞

項目	記入欄　（使用材料を全てチェック）	提出書類
使用材料	□紙	本付属証明書5ページ参照
	□木材	本付属証明書6ページ参照
	□プラスチック	本付属証明書7ページ参照
	□ガラス	本付属証明書8ページ参照
	□繊維	本付属証明書9ページ参照
	□ゴム	本付属証明書10ページ参照
	□焼物	本付属証明書11ページ参照

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

項目	記入欄　（該当する区分をチェック）	提出書類
対象区分	□台所用品及び食卓用品	本付属証明書12～13ページ参照
	□清掃用品	本付属証明書14ページ参照
	□履物	本付属証明書15ページ参照
	□その他住生活用品	本付属証明書16ページ参照
	□その他	

4-1-4.＜品質に関する基準＞

項目	記入欄	提出書類
(49)～(52)		本付属証明書18ページ参照

4-1.＜環境に関する基準＞

4-1-1.＜共通基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) 環境法規	最終製品製造工場名 （　　　　　　　　　　）	証明書（記入例2）	最終製品製造工場長
4-1 (2) 使い捨て	□鳥獣用品		
	□上記以外 製品の用途を記載してください 用途 （　　　　　　　　　　）		
4-1 (3) 金属材料	□（金属製）台所流し台水きり用三角コーナー □（金属製）台所流し台水きり用ストレーナー □食用油濾過器 □空き缶回収機器		
	□上記以外 金属材料の質量割合（　　　）％	記入表3	申込者
4-1.(4) 製品の包装材 （材質表示、再生材料）	□無包装		
	□簡易包装 包装材料　□紙：古紙パルプ配合率（　　）％ □板紙：古紙パルプ配合率（　　）％		
	□プラスチック：再生ポリマ（　　）％ 材質表示（プラスチックのみ） 有　／　無 材質表示省略の根拠（　　　　　）	材質表示設計図	申込者
4-1.(5) 製品の包装材 （ハロゲン）	□プラスチック包装材の使用なし		
	□プラスチック包装材の使用あり 包装材の材質名　（　　　　　　） ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として □添加なし　／　□添加あり （該当する事項をチェックしてください）		

4-1-2.＜材料に関する基準＞

A.　紙

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の 発行者
4－1.(6) 古紙パルプ配合率	□廃食用油吸収材 □ペットシート □猫砂		
	□電気掃除機用フィルター袋 フィルター本体の外装袋 古紙パルプ配合率（　　　）％ フィルター以外 古紙パルプ配合率（　　　）％	証明書（記入例 A-1）	製紙事業者
	□上記以外	証明書（記入例 A-1）	製紙事業者
4－1.(7) 塗工量		証明書（記入例 A-1）	製紙事業者
4－1.(8) 白色度		証明書（記入例 A-1）	製紙事業者
4－1.(9) 蛍光増白剤		証明書（記入例 A-1）	製紙事業者
4－1.(10) 塩素ガス		証明書（記入例 A-1）	製紙事業者

＊記入例 A-1 は、各紙材料ごとにご用意ください。

4-1-2.＜材料に関する基準＞

B.　木材

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
4-1.(11) 木質部分または セルロースにおける 原料配合率	□廃食用油吸収材 □ペットシート □猫砂		
	□上記以外 「木質部またはセルロースの原料は再・未利用木材、廃植物繊維を100％使用している」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	原料事業者一覧表（記入表 B） ＊原料事業者が10社以上の場合	申込者
		（原料取引量上位10社による）原料証明書（記入例 B-1）	原料供給事業者
4-1.(12) 木材保存剤	「木材保存剤（木材防蟻剤・木材防腐剤・木材防虫剤・木材防かび剤）を使用していない」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
4-1.(13) トルエン、キシレン	□トルエン、キシレンを処方構成成分として添加していない		
	□トルエン、キシレンを処方構成成分として添加している 「製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	JIS A1901の測定方法による試験結果	申込者または第三者試験機関
4-1.(14) ホルムアルデヒド 放出量	□接着剤、塗料の使用なし		
	□接着剤の使用あり □塗料の使用あり	JIS A1460、JIS A1901、該当JASなどに指定される測定方法による試験結果 または F☆☆☆☆等級、JASにより非ホルムアルデヒド系の接着剤使用の表示を認められたこと、あるいは規制対象外であることの証明書(写し可)	申込者または 第三者試験機関

4-1-2.＜材料に関する基準＞

C.　プラスチック

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
製品の製造工程の概略		記入表 C	申込者
4-1.(15) 再生ポリマ質量割合	□廃食用油吸収材 □ゴム製履物 □プラスチック製履物 □スポーツ専用靴 □ペットシート □猫砂		
	□上記以外 （フィルム製品　／　非フィルム製品）	記入表 C-1	申込者
		証明書（記入例 C-2）	再生プラスチック回収事業者
4-1.(16) 代替フロン		証明書（記入例 C-3）	最終製品製造工場長
4-1. (17) ハロゲン	「ハロゲンを含むポリマ、有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していない」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
4-1.(18)重金属 (カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀・セレン)		土壌汚染に係る環境基準[平成３年８月２３日、環境庁告示46号]による再生材料の試験結果 ＊厚生省告示370号、EN71－3の試験方法でも可 ＊再生プラスチックを含んだ部品または製品での試験結果でも可	第三者試験機関など ＊再生プラスチックに既に添加されている物質が明らかになる場合は、再生プラスチックの元々の樹脂供給者、成形加工者の証明（記入例4）でも可
		証明書（記入例 C-4）	各製造工程担当事業者 （再生プラスチック供給事業者・成型加工事業者、バージンプラスチック樹脂供給事業者・成型加工事業者）
4-1.(19) 残留性有機化学物質		証明書（記入例 C-5）	最終製品製造工場

4-1-2.＜材料に関する基準＞

D.　ガラス

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
4-1.(20) ガラスカレット利用率		記入表３	申込者
4-1.(21) 素材となるガラスカレットの安全性の検証	「ガラスカレットは安全性（カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され、説明されていること。当該物質の溶出については、土壌汚染に係る環境基準[平成3年8月23日、環境庁告示第46号]を満たす」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	以下の①および②を提出 ①ガラスカレットの仕入方法 ②ガラスカレットの受入時確認基準	ガラスカレット納入事業者
4-1.(21) 素材となるガラスカレットの安全性の検証	□食品衛生法に定める飲食器、割ぽう具その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具	土壌汚染に係る環境基準[平成３年８月２３日、環境庁告示46号]による試験結果 （総水銀、クロム、ヒ素、セレン）	申込者または第三者試験機関
	□その他	土壌汚染に係る環境基準[平成３年８月２３日、環境庁告示46号]による試験結果 （カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレン）	
4-1.⑵2) 着色剤の添加	□着色剤の使用なし		
	□着色剤の使用有り 「カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加した着色剤を添加していない」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	以下の①または②を提出 ①　着色剤の成分表 ②　MSDS	着色剤製造事業者

4-1-2.＜材料に関する基準＞

E.　繊維

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(23) 繊維面積	□台所流し台水切り用濾紙袋		
	□上記以外 製品外面積の（　　　　）％		
4-1.(24) 選択肢	□廃食用油吸収材 □ゴム製履物 □プラスチック製履物 □スポーツ専用靴 □ペットシート □猫砂		
	□上記以外 a□ b□ c□		
4-1.(24) 選択肢a （aを選択した方のみ記入して下さい）	□未利用繊維／□リサイクル繊維 （該当する事項をチェックしてください）	証明書 （記入例E-1a）	申込者
		証明書 （記入例E-2）	紡績事業者
4-1.(24) 選択肢b （bを選択した方のみ記入して下さい）	□過酸化水素漂白／□無漂白 （該当する事項をチェックしてください）	証明書 （記入例E-1b）	申込者
		証明書 （記入例E-3）	紡績事業者など
4-1.(24) 選択肢c （cを選択した方のみ記入　して下さい）	□天然繊維100％である □有機栽培である	証明書 （記入例E-1b）	申込者
		証明書 （記入例E-4）	綿花生産地の適格な機関など
4-1.(25) 化学物質	染色工場名 （　　　　　　　　　　） （工場が複数あり、書ききれない場合は、別紙に記載してください）	証明書（記入例E-5）	申込者
		証明書（記入例E-6） （繊維部分材料毎）	染色工場工場長
4-1.(25) 製品の遊離ホルムアルデヒド量		ホルムアルデヒド 試験結果 （異なる生地毎）	第三者試験機関または 申込者
4-1.(26) ハロゲン系元素で構成される樹脂	ハロゲン系元素で構成される樹脂の使用が □ある　／　□なし （該当する事項をチェックしてください）		

4-1-2.＜材料に関する基準＞

F. ゴム

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
4-1.(27) 再生ゴムの質量割合	□ダストコントロールマット □ゴム製履物 □プラスチック製履物 □スポーツ専用靴		
	□上記以外 ゴム粉を用いた常温成形品である □はい ／ □いいえ （該当する事項をチェックしてください）	証明書（記入例 F-1）	原料供給事業者
4-1.(28) 重金属 (カドミウム、鉛、ヒ素、六価クロム、総水銀、セレン)		土壌汚染に係る環境基準[平成3年8月23日、環境庁告示46号]による再生材料の試験結果 ＊厚生省告示370号、EN71－3の試験方法でも可 ＊再生ゴムを含んだ部品または製品での試験結果でも可	第三者試験機関
4-1.(29) 情報提供	□ダストコントロールマット		
	□上記以外 表示場所 □取扱説明書 □製品ラベル □製品パンフレット □その他（ ） 表示内容 □天然ゴムでない □天然ゴムである	表示設計図	申込者

4-1-2.＜材料に関する基準＞

G. 焼物

<table>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">記入欄</td><td>添付証明書</td><td>添付証明書
の発行者</td></tr>
<tr><td rowspan="14">4−1.(30)
再生材料の
配合率</td><td>再生材料の名称</td><td>配合率 (%)</td><td rowspan="7">証明書
(記入例 G-1)</td><td rowspan="7">原料供給事業者</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td>%</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>その他材料の名称</td><td>配合率</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

(※)再生原料が複数種で、かつ別表 1 の「基準配合率」区分をまたがる場合は、以下の算式による比例配合で基準配合率(再生材料配合の下限値)(%)を算出します。以下の例では、A+B の合計配合割合が製品の再生材料基準配合率以上であることが必要です。

<table>
<tr><td>製品中の配合割合</td><td colspan="2">「基準配合率」区分 (例:焼成品・溶融品)</td></tr>
<tr><td>例:窯業廃土　A%
使用済み陶磁器 B%</td><td>50%以上
20%以上</td><td>$\frac{A\times 50+B\times 20}{A+B}$ ＝ 製品の再生材料基準配合率(%)</td></tr>
</table>

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

A.「台所用品及び食卓用品」

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
4-1-3.(31) 情報提供		取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなど	申込者
4-1-3.(32) カドミウム、鉛	□食品衛生法に定める飲食器、割ぽう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具	カドミウム、鉛の 溶出試験結果	申込者または 第三者試験機関
	□上記以外（本基準項目は適用除外）		
4-1-3.(33) メッシュ	□台所流し台水きり用濾紙袋 メッシュの大きさ（　　　　）mm	サンプル5枚	
	□台所流し台水きり用三角コーナー □台所流し台水きり用ストレーナー メッシュの大きさ（　　　　）mm 「製品は、三角コーナー、ストレーナーとしての水きり機能を著しく損なう構造（メッシュ穴が少ないなど）でないこと」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	サンプル1個	
	□上記以外（本基準項目は適用除外）		
4-1-3.(34) リサイクル容易性	□あわだて器 □フライ返し類 □しゃくし類 □ポット □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	使用材料の種類が □統一されている　／　□統一されていない （該当する事項をチェックしてください）		
	使用材料が統一されていない場合 「リサイクル容易なように分離・ 分別の工夫がなされている」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	分離・分別方法の説明	申込者

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

A.「台所用品及び食卓用品」(続き)

<table>
<tr><th>項目</th><th>記入欄</th><th>提出書類</th><th>添付証明書の
発行者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4-1-3.(35)
修理・部位の交換</td><td>□皮むき器、おろし器及び削り器
□かま
□なべ
□なべ(蒸し器含む)
□耐熱ガラスなべ
□フライパン
□玉子焼き器
□ポット
□上記以外(本基準項目は適用除外)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>以下の情報提供がなされていること
□修理・部位の交換を請け負うこと
□修理・部位の交換の範囲(サービス内容)
□修理・部位の交換の必要期間
□修理・部位の交換の費用
□製品利用者向けの対応方法</td><td>取扱説明書
パンフレット
製品ラベル
など</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>「製品利用者の依頼に応じて修理・部位の交換を行っている」

□適合する ／ □適合しない
(該当する事項をチェックしてください)</td><td>回収、修理、返却など体制全体の概要がわかる資料</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4-1-3.(36)
廃食用油吸収材の再生材料配合率</td><td>□廃食用油吸収材
□上記以外(本基準項目は適用除外)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生材料配合率 (　　　　)%</td><td>証明書(記入例 G-1)</td><td>原料供給事業者</td></tr>
<tr><td>再・未利用木材配合率 (　　　　)%</td><td>証明書(記入例 B-1)</td><td>原料供給事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4-1-3.(37)
食用油ろ過器の基準</td><td>□食用油ろ過器
□上記以外(本基準項目は適用除外)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>脱臭効果:臭気指数 (　　)</td><td>試験結果
((社)におい・かおり環境協会の三点比較式臭袋測定マニュアル)</td><td>申込者または第三者試験機関</td></tr>
<tr><td>脱色効果:Red (　　)</td><td>試験結果
((社)日本油化学協会の基準油脂分析試験法のロビボンド法)</td><td>申込者または第三者試験機関</td></tr>
</table>

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

B.「清掃用品」

項目	記入欄	提出書類	添付証明書の発行者
4-1-3.(38) 繰り返し使用	□ダストコントロールマット □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	「製品は繰り返し使用に耐える設計がなされている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
	繰り返し使用実績 （平均 ）回	使用実績	申込者
4-1-3.(39) 製品の回収について	□ダストコントロールマット □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	「製品を回収するシステムが確立し、その情報表示または情報公示がなされている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	回収システム、回収ルートを説明する証明書	申込者
		製品を回収するための容器（写真、説明書等）	
	回収システムの情報表示（情報公示）箇所 （ ）	情報表示（情報公示）の該当部分	申込者

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

C.履物

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-3.(40) 再生材料配合率	□ゴム製履物 □プラスチック製履物 □スポーツ専用靴 □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	製品重量に占める再生材料の総配合割合 （　　　　　　）％		
4-1-3.(41) 製品修理・部位交換	□プラスチック製履物　（射出成型式除く） □スポーツ専用靴 □和風履物 □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	「アウトソールの取替えなど、製品の修理や部位の交換が容易な構造となっている」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
4-1-3.(42) 修理・部位交換	□プラスチック製履物　（射出成型式除く） □スポーツ専用靴 □和風履物 □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	以下の情報提供がなされていること □修理・部位の交換を請け負うこと □修理・部位の交換の範囲（サービス内容） □修理・部位の交換の必要期間 □修理・部位の交換の費用 □製品利用者向けの対応方法	取扱説明書 パンフレット 製品ラベルなど	申込者
	「製品利用者の依頼に応じて修理・部位の交換を行っている」 □適合する　／　□適合しない （該当する事項をチェックしてください）	回収、修理、返却など体制全体の概要がわかる資料	申込者

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

D.「その他住生活用品」

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-3.(43) 情報提供		取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなど	原料供給証明書
4-1-3.(44) 空き缶回収機器	□空き缶回収機器（手動式） □空き缶回収機器（自動式） □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	手動式の場合 「空き缶を人力で容易に、回収可能な形に圧縮できる」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
	自動式の場合 ・「アルミ缶とスチール缶の分別、缶の圧縮、貯蔵が自動的に行える装置を備えている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
	・「修理点検に支障をきたさないようなアフターサービス体制が確立している」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	修理サービスの範囲、必要期間、費用、連絡先などのユーザーへの情報提供をアフターサービスの体制としていることが記載された説明書	申込者
	・「プラスチック類に多臭化ビフェニ-ル（PBB）、多臭化ジフェニルエ-テル（PBDE）、塩化パラフィン（鎖状炭素数が 10～13、含有塩素濃度が 50％以上）」を添加していない」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）		
4-1-3.(45) リサイクル容易性	□洗たくばさみ及び洗たくひも □その他のほうき類 □床用ブラシ □くつブラシ □ちりとり □はたき □台所用ハンガー □衣料用ハンガー □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	使用材料の種類が □統一されている ／ □統一されていない （該当する事項をチェックしてください）		
	使用材料が統一されていない場合 「リサイクル容易なように分離・ 分別の工夫がなされている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	分離・分別方法の説明	申込者

4-1-3.＜個別製品に関する基準＞

D.その他住生活用品（続き）

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-3.(46) 消耗部品の交換用部品	□清掃用具（「モップ」、「ペイントローラー及びスクイージー」など） □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	「消耗部品の交換用部品の提供がなされている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	交換可能部位を説明する資料 消耗部品の交換に関する情報提供（ラベル、パンフレット、取扱説明書など）	申込者
	「部品の交換を請け負うための体制が整備され、製品利用者の依頼に応じて部品の交換を行っている」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	回収、修理、返却など体制全体の概要がわかる資料	申込者
4-1-3.(47) 再生材料配合率	□ペットシート □猫砂 □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	吸収部材の再生材料配合率 （　　　　）％	証明書（記入例 G-1）	原料供給事業者
4-1-3.(48) リサイクル容易性	□ねずみ粘着板 □ゴキブリ粘着トラップ □上記以外（本基準項目は適用除外）		
	「リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易である」 □適合する ／ □適合しない （該当する事項をチェックしてください）	分離方法	申込者

4-2. ＜品質に関する基準＞

<table>
<tr><th>項目</th><th>記入欄</th><th>添付証明書</th><th>添付証明書の
発行者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4-4.(49)
製品の品質</td><td>□ゴム製基礎材
□電気掃除機用フィルター袋
□台所用品および食卓用品
□コンパクト、化粧用ブラシ、くし、造花
□その他住生活用品（額縁は除く）
□家庭用マッサージ器、病人用品
□マッチ、ボタン、宗教用具
□上記以外（本基準項目は適用除外）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">JIS や JAS などの該当する品質規格が
□ある（名称:　　　　　　　　　　）
□ない（自社規格）
（該当する事項をチェックしてください）</td><td>該当する品質規格に適合していることの証明書</td><td>申込者または第三者試験機関</td></tr>
<tr><td>証明書（記入例4）</td><td>最終製品製造工場長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4-2.(50)
電気掃除機用フィルター袋の品質</td><td>□電気掃除機用フィルター袋
□上記以外（本基準項目は適用除外）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>破裂強度　（　　　　　）kgf／cm
引張り強さ（縦）　（　　　　　）kgf
引張り強さ（横）　（　　　　　）kgf
袋の透気度　（　　　　　）秒

＊試験方法は JIS　P8111</td><td>試験結果</td><td>申込者または第三者試験機関</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4-2.（51）
履物の品質</td><td rowspan="2">□履物
□上記以外（本基準項目は適用除外）</td><td>品質管理項目を説明する資料</td><td rowspan="2">最終製品製造工場長</td></tr>
<tr><td>証明書（記入例4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4-2.(52)
空き缶回収機器の品質</td><td rowspan="2">□空き缶回収機器
□上記以外（本基準項目は適用除外）</td><td>構造の堅牢性、故障、安全性のデータなどに関する証明書</td><td rowspan="2">最終製品製造工場長</td></tr>
<tr><td>証明書（記入例4）</td></tr>
</table>

記 入 例１

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

申込承諾書

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記入例　2

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

環境法規遵守証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
　→ 工場が該当する法律名を記載すること

○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
　→ 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。
本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。

記入表３

製品重量証明書

年　　月　　日

（社名）　　社印

型式名　（　　　　　　　　）

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用材料の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。再生材料を使用している場合は、使用材料の記入欄に、そのことが分かるように記載してください。

	部品名	使用材料名 （金属、紙、木材、プラスチック、ガラス、繊維、ゴム、他）	製品全体での部品重量割合（%）	再生材料名 （再生材料の使用がない部品は記入不要）	製品全体での再生材料重量割合（%）
部品1					
部品2					
部品3					
部品4					
合計	**製品**		１００%		
	金属部品		金属部品の合計値 %		

上記製品全体の使用材料比率の表より、再生材料のみ以下に記載してください。

材料区分毎の再生材料使用割合　（使用のない再生材料の欄は記入不要）	
再生材料名	材料区分での重量割合（%）
古紙パルプ	
再・未利用木材　、　廃植物繊維	
再生プラスチック	
ガラスカレット	
未利用繊維　、　リサイクル繊維	
再生ゴム	
焼き物	

記 入 例Ａ－１

２００×年×月×日

本証明書の発行日

△△株式会社
△△部　△△△△　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
印

証明書
発行者名

紙質証明書

紙材料の品質・紙質について証明することの宣言文をご記入下さい。

例文：（紙材料の商品ブランド名）について以下の古紙配合率、塗工量、白色度、蛍光増白剤使用量、アゾ着色剤使用状況、塩素ガス使用状況であることを証明します。

お願い：あくまで記入例ですので、直接ご記入なさらぬようお願い致します。

紙材料の商品ブランド名 （同一の紙材料で複数のブランド名がある場合、ブランド名を全て記入）	
古紙パルプ配合率（紙）	%
古紙パルプ配合率（板紙）	%
塗工量（両面合計値） （塗工がない場合、0g/㎡と記入）	g/㎡
片面の塗工量（最大値）	g/㎡
白　色　度 （非塗工である場合のみ記入）	% ハンター法／ISO白色度
蛍光増白剤添加量 （製造時の用水、または紙に対して）	添加なし／あり 添加ありの場合、添加量を報告（　　　・単位）
別表1のアミンの１つ以上を生成する可能性があるアゾ着色剤 （製品1kg当たりの使用量）	使用なし／あり ①使用ありの場合、使用量を報告（　　mg／kg） ②30mg／kgを超える使用量の場合、計算上、すべての可能性において、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す説明資料を提出 ③ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により､別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書を提出
塩　素　ガ　ス	使用なし／あり

記 入 表B

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

原料供給証明書一覧

製品に使用する再・未利用木材および廃植物繊維の一覧を以下に示します。

No.	再・未利用材料名	原料供給者名
例	間伐材	○○県○○森林組合

以上

記 入 例 B-1(間伐材)

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として、以下に記載した内容の間伐材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。また、対象となる林分の写真を添付します。

産　　地	例：国、県、市町村
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年	
間 伐 率	例：20% 300 本/1500 本　（1ha あたり）
何回目の間伐かなどの情報	例：１回目の間伐：1980 年 間伐率は 30%　500 本/2000 本（1ha あたり） 2 回目の間伐：2004 年
末 口 径*	平均的な分布　　cm～　　cm

＊印　参考情報として記載すること。
間伐率（%）：(1ha あたりの間伐した本数／1ha あたりの植栽本数)×100
産地：木材が収穫

以上

記 入 例 B-1(廃木材)

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○ ○ ○ ○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の廃木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃木材の原料詳細	配合割合
廃木材	□使用済み木材 再生原料内容：(　　　　　　　　　　　　) 例　梱包材	%
	□木材加工工場などから発生する残材 □合板・製材工場などから発生する端材 □製紙未利用低質チップ □その他（　　　　　　　　　　　　）	%
	□剪定枝	%
	□樹皮	%
	□その他（　　　　　　　　　　　　）	%
	合計	１００%

「剪定枝」、「樹皮」、「その他」の場合、発生過程や樹種などの詳しい説明
（別紙による説明可）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例B-1(建築発生木材)

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として以下に記載の建築発生木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

建築発生木材	建築発生木材の原料詳細
	□建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）
	□新築・増築工事に発生した木材および木質材料
	□修繕模様替え時に発生した木材および木質材料
	□その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料

発生過程や樹種などの詳しい説明（別紙による説明可）

建築解体木材の場合には、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用していることについての別紙で説明を提示してください（分別・排除の方法を記した作業マニュアル、工程フローなど）。

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 2(低位利用木材-1/3) –115

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の低位利用木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。「環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹」を使用の場合は、竹林の周辺の写真または地図を添付します。

	低利利用木材の原料種類	配合割合
低位利用木材	□林地残材	%
	□かん木	%
	□木の根	%
	□病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材	%
	□曲がり材	%
	□小径材	%
	□環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹	%
	□その他	%
	合計	１００%

記 入 例 2(低位利用木材-2/3) –115

【原料の詳細】(竹以外)

森林の種類	□天然生林　□人工林
持続可能な管理がされている森林*1)	第三者認証の取得（認証の写しを添付のこと） □あり（名称　　　　　　　　　　）　□なし
原 産 地	
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年*2)	
末 口 径*3)	㎝

*1) 小径材を原料とし、該当場合のみ記載のこと　*2) 人工林の場合のみ記載のこと
*3) 小径材の場合のみ記載のこと

発生過程などの詳しい説明（別紙による説明可）

小径材の場合　施業方法の説明（皆伐、群状択伐、帯状択伐など）

※

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 2(低位利用木材-3/3) –115

【原料の詳細】（竹）

竹の種類	
産地および 周辺の状況	(産地/例) ・ 国、県、市町村 (周辺の状況/例) ・ 森林や農地に囲まれ、竹林がそれらに侵入し適切な生育を圧迫している。（具体的に詳細に記述してください）
環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明	上記の問題に対し、どのような対応を行っているか説明してください。
管理計画	伐採回数／年、竹林の所有者・管理者なども記載してください。
数　　量	

産地：竹が収穫されたところ

以上

記 入 例 B-1(廃植物繊維)

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用材料として以下に記載の廃植物繊維を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃植物繊維の原料詳細	配合割合
廃植物繊維	□農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣	％
	□使用済み梱包材	％
	□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）	％
	合計	１００％

発生過程や植物繊維の種類などの詳しい説明（別紙による説明可）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記入表C

年　　月　　日

（社名）

製造工程証明

印（社印を捺印）

＊再生プラスチック供給＝ペレット化を指します。
＊商社等製造に関与していない事業者名は記入不要です。
＊製造工程をお示しいただく対象部品は、プラスチック部品（繊維含む）です。
＊部品点数が多くて、この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

部品名	再生プラスチック回収事業者名	→	再生プラスチック供給事業者名	→	成型加工事業者名
部品名	再生プラスチック回収事業者名	→	再生プラスチック供給事業者名	→	成型加工事業者名
部品名	再生プラスチック回収事業者名	→	再生プラスチック供給事業者名	→	成型加工事業者名

→ 組立事業者名

↓

製品化事業者名

部品名	バージンプラスチック樹脂供給事業者名	→	成型加工事業者名
部品名	バージンプラスチック樹脂供給事業者名	→	成型加工事業者名
部品名	バージンプラスチック樹脂供給事業者名	→	成型加工事業者名

記入表 C-1

年　　月　　日

（社名）

印（社印を捺印）

プラスチックの材料使用比率

部品（製品）名（　　　　　　　　　　）

エコマーク申込商品の型式（品番）毎に提示してください。
複数の型式について、使用素材の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。
この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

4-1-2．(15) プラスチックの材料使用比率									
	部品名もしくは製品名	重量(g)	ポストコンシューマプラスチック材料のポリマー名	重量(g)	プレコンシューマプラスチック材料のポリマー名	重量(g)	バージンプラスチック材料のポリマー名	重量(g)	全原料ポリマ中の質量割合
部品1									
部品2									
部品3									
部品4									
部品5									
部品6									
部品7									
部品8									
重量合計		A		B		C		D	B+C+D = A

再生ポリマーの重量割合

（B＋C）／A×100=　　　　(g)／　　　(g)×100=　　　　%　＊小数点２位以下切下

記 入 例C-2

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、再生材料回収事業者

原料供給証明書（プラスチック）

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

□プレコンシューマ材料
発生場所（　　　　　　　　　　　　）例.　フィルム製造工場
＊申込製品の製造工程における工場で発生した材料は除く

発生内容（　　　　　　　　　）　例.　不良品、ロス品
素材名　（　　　　　　　　　）　例.　ポリエチレン

□ポストコンシューマ材料
使用後廃棄された材料名・製品名（　　　　　　　　　）
例.　PET ボトル
素材名　（　　　　　　　　）　例.PET

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記入例 C-3

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

代替フロン使用に関する証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、代替フロンの使用はありません。

以上

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。
本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。

記入例C-4

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、各製造工程担当事業者

証明書　＊1

（プラスチック（再生材・バージン材）毎に、**自社製造段階で使用する物質**について以下をご証明下さい。）
対象　（再生材／バージン材）、材質：　　　　　　、担当製造工程

4-1. (3) **有害化学物質など**		記入欄	必要添付書類等
プラスチック添加物			
1 添加剤	下記１～７以外の添加剤の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2
2 難燃剤	難燃剤の使用（下は使用がある場合記入）	使用あり／なし	使用ある場合、 (財)日本防炎協会の認定証の写し
	PBB,PBDE,塩素化パラフィンの含有	含有する／しない	
3 可塑剤	フタル酸エステル類の使用	使用あり／なし	
4 安定剤 滑剤	安定剤、滑剤の使用（下は使用がある場合記入）	使用あり／なし	
	鉛系、カドミウム系、有機スズ化合物系の含有　＊3	含有する／しない	
プラスチック色材など			
5 染料	染料の使用（下は使用がある場合記入）	使用あり／なし	
	染料について別表２で指定されている物質の使用	使用あり／なし	
6 蛍光 増白剤	蛍光増白剤の使用（下は使用がある場合記入）	使用あり／なし	
	蛍光増白剤の使用量（単位必要）		
7 色材	色材（顔料・染料）の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2

＊1　証明書は、各製造工程担当者における各製造工程での使用有無の証明が必要です。各製造工程に添加物を供給している事業者自身の本証明書の発行は不要です。また、バージン樹脂供給者の証明は、本証明の替わりに、樹脂自体のポジティブリストもしくは重金属の試験結果の写しでも可とします。

＊2　添加物・色材（顔料・染料）の重金属試験については、それらを含んだ製品での試験でも可とします。

＊3　トリブチルスズ,トリフェノルスズ,ジブチルスズ,ジフェニルスズ,モノフェニルスズの化合物

記 入 例C-5

２００×年×月×日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

本証明書の発行日

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場

証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質の含有がないことを証明します。また、使用・廃棄時の発生がないことを証明します。

全２頁

記 入 例 E－2

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

記入例１の生地品番に対応する名称を必ず明記してください

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書発行者名

＊発行者は、紡績事業者（繊維材料製造供給事業者）

原料供給証明書

供給する生地（生地品番名　　　　　　　　　）について、以下の通り証明します。

＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

１．原料名

原料名		原料名（①～⑪の該当する事項にチェックして下さい）
未利用繊維		□①コットンリンター
		□②紡績時に発生する短繊維
リサイクル繊維	反毛繊維	□③紡績・織布工場の糸くず
		□④縫製工場の裁断くず
		□⑤使用済み衣服等の（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
	ポリマーリサイクル繊維	□再生（　　　　　）繊維
		□⑥使用後に廃棄された（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例PETボトル
		□⑦（　　　　）製造工程から発生した製品の端材・不良品 ＊（　）内に具体的な商品名を記載：例PETフィルム、同一工程・工場で発生したものは除く
	ケミカルリサイクル繊維	□本製品に配合している再生原料 □カプロラクタム　□EG　□BHET　□DMT □テレフタル酸　□その他（　　　　　　　　）
		□⑧ナイロン素材使用済み（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
		□⑨ポリエステル素材使用済み（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
		□⑩（　　　　）製造工程から発生した製品の端材・不良品 ＊（　）内に具体的な商品名を記載：例フィルム、同一工程・工場で発生したものは除く

２．生地製造のフローチャート

	事業者名　＊２
繊維化工程　＊１	
紡績工程	
編織工程	
染色工程	

＊１　反毛繊維については、反毛事業者名を、再生PET繊維については、フレーク事業者を記載してください。

＊２　事業者名が複数あり、書ききれない場合は、別紙に記載してください。

＊３　申込ブランドに供給する生地に染色していない場合は、記載不要です。

３．混用率

生地混用率	（例.ポリエステル１００％）

４．配合率

未利用繊維　　　％ 反毛繊維　　　％ ポリマーリサイクル繊維　　再生（　　　　　）繊維　　　％ ケミカルリサイクル繊維　　％

記 入 例Ｅ－3

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、紡績事業者（繊維材料製造供給事業者）

記入例１の生地品番に対応する名称を必ず明記してください

原料供給証明書

供給する生地（生地品番名　　　　　　　　　）について、以下の通り証明します。

＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

１．混用率

生地混用率 綿１００％

２．加工工程での使用薬剤

加工内容	加工有無	具体的な使用薬剤名
蛍光増白加工	□ある／□なし （該当する事項をチェックして下さい）	
精錬・漂白 □同一工程である		①糊抜き工程 （　　　　　　　　　　） ②精錬・漂白工程 （　　　　　　　　　　）
□別工程である 漂白工程の有無　□ある □なし （該当する事項をチェックして下さい）		①精錬工程 （　　　　　　　　　　）

＊加工工程での使用薬剤の証明は、実際の加工工程を担当している事業者の証明でも可です。

記 入 例Ｅ－4

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、紡績事業者（繊維材料製造供給事業者）

記入例１の生地品番に対応する名称を必ず明記してください

原料供給証明書

供給する生地（生地品番名　　　　　　　　　）について、以下の通り有機栽培綿であることを証明します。　　＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

１．混用率

生地混用率 綿１００％

２．添付書類

綿花　　必須　□オーガニックコットンに対する証明書（綿花生産地の適格な機関発行、綿俵番号が明記されているもの）

選択（以下いずれかひとつ）

□インボイス（綿俵番号が明記されているもの）

□パッキングリスト（綿俵番号が明記されているもの）

□納品書（綿俵番号が明記されているもの）

（該当する事項をチェックして下さい）

記 入 例 E－5

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

製品加工内容証明書

申込ブランド名（　　　　　　）に使用している繊維材料について、以下の通り証明します。

（加工有無の欄にチェックを付け、加工がある場合は提出書類を添付してください）

加工内容	加工有無	ある場合の提出書類
防かび加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）
難燃加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　　）単位（　　　）
蛍光増白加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　　）単位（　　　）
柔軟加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　　）単位（　　　）
衛生加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）
製品漂白加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）

申込製品は　□寝衣である　□寝衣ではない　　（該当する事項をチェックして下さい）
寝衣である場合は、以下の証明が必要です。

防炎加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）、もしくは、防炎物品または防炎製品であることの証明（日本防炎協会の認定証の写し）

申込製品は　□毛製品である　□毛製品ではない　　（該当する事項をチェックして下さい）
毛製品である場合は、以下の証明が必要です。

ディルドリン･ＤＴＴＢ使用加工	□ある／□なし	厚生省令３４号への適合についての説明

記 入 例 E－6

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、染色工場工場長

記入例１の生地品番に対応する名称を必ず明記してください

染色証明書

生地（生地品番名　　　　　　　　　　）の染色について、以下の通り証明します。
＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

以下の①②③に記載がある染料を処方構成成分として添加していません。

また、クロム系染料を処方構成成分として添加していません。（羊毛繊維の場合は本項目の記載は不要です）

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（A１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（A２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)

87-62-7	2,6-xylidine		2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen		C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2932-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。

記 入 例F-１

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、再生ゴム回収事業者

原料供給証明書（ゴム）

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

□プレコンシューマ材料
発生場所（　　　　　　　　　　　　　　　　）例.　○○製造工場
＊申込製品の製造工程における工場で発生した材料は除く

発生内容（　　　　　　　　　　　　）　例.　不良品、ロス品
素材名　（　　　　　　　　　　　　）　例.　SBR

□ポストコンシューマ材料
使用後廃棄された材料名・製品名（　　　　　　　　　　　　）

素材名　（　　　　　　　　　　　）

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 G-1

２００×年×月×日

本証明書の発行日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○　印

証明書
発行者名

＊発行者は、再生材料回収業者

原料供給証明書

（廃材の発生元を詳しく）から発生した（廃材の材質）を（エコマーク商品製造者名）に供給していることを証明致します。

記 入 例4

２００×年×月×日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

本証明書の発行日

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

自社規格品質管理証明書

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　　　　　　　）については、別紙（実際の品質管理項目を説明する資料）の品質管理項目に基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを出荷することを証明します。

「日用品」認定基準案への意見と回答

	意見箇所	意見製品	意見内容	対応
1	「日用品」対象	紙おむつ	紙おむつを該当製品リストから削除することを申し入れます。理由として1.現在、紙おむつ業界で積極的に古紙を使用している事例はない 2.仮に古紙を使用するとしても紙おむつの性能低下をもたらし、古紙の需給低下ももたらし現実的でない。 3.多くの一般消費者は「おむつ」のような衛生材料に安全面での安心感を極めて強く求めており、肌に触れないような部材に再生材を使用しても消費者に容認されることは極めて困難 4.一部世論として紙おむつ使用素材の再利用化がある。従って、生産～使用後再利用または使用後処理に至る迄を一体として環境問題を捉えるべき との4意見により、紙おむつをエコマーク対象製品とするには機が熟していないということを強く申し述べました。今後、業界と協会で基準案をつくっていきたいとの意向であると認識しています。意見が反映されていないばかりか、意向とも合致していないと考えます。	調査の結果、古紙利用製品はなく、古紙パルプ配合率などの基準値については今後も知見の収集、検討に努める必要があることから、時期尚早と判断し、対象から削除することとしました。今後、1～2年の間にまとめることを目標に検討を始め、介護関係者などを交えて進めることとします。
2	対象(廃止商品類型)	セルローススポンジ	セルローススポンジを除外することは妥当でない。リサイクル原料とはいえ、プラスチック系製品をエコマーク認定しつつ、より環境負荷が少ないと考えられる天然素材が一様にエコマーク基準から外される点については納得しづらい。例えば、綿は他繊維に比べ①生産エネルギーが少ない ②廃棄時に有害ガスを発生せず、土中で分解する 一年草であり毎年栽培して収穫されるため森林破壊のような現象がない などの環境保全上の効果がある。スポンジ製品においても大多数を占めるプラスチック系製品と対比しても十分に環境負荷が少ないといえる。	意見を参考に修正しました。未利用繊維など、環境保全上の効果があると確認された原料の配合を認めることとしました。
3	対象(廃止商品類型)	セルローススポンジ	セルロース以外のスポンジ製品の基準では、再生ポリマ50%以上とされている。天然資源であっても少なくともその原料が一定以上の割合で資源を有効利用した原料から作られているものであれば、同様にエコマークとして認めるべきである。例えば、工業用繊維製品の基準と同様、紡績時に発生する落綿を70%以上使用した製品などについても、プラスチックの基準との対比から考えれば十分にエコマーク商品としての要素を満たしていると考える。	同上
4	対象(廃止商品類型)	セルローススポンジなど	セルロース素材については天然素材を使っているというだけでは認定されないとのことですが、天然素材を有効活用していると思われるセルロースを今後も認定していただきたい。	意見2に同じ
5	対象	メディアケース	紙製のメディアケース(CD,DVD,FD,MO用)は文具製品に入れるべき。現在の認定基準は「紙製の事務用品」である。グリーン購入法特定調達品目でメディアケースは文具類一般事務用品に分類されている。紙製メディアケースは大部分が文具市場において流通、販売されている。	意見を参考に修正しました。商品類型「文具」において「他に分類されない文具、紙製品、事務用具及び写真用品」として扱うこととしました。
6	4-1-1.(2)使い捨て	電気掃除機のフィルター袋	電気掃除機のフィルター袋は、繰り返し使用可能な製品があるため、エコマークの対象から外すべきである。使いきり製品という基準案の扱いは、本質的な課題である「廃棄物を増加させることになる製品」という視点から考えるとエコマーク対象とするのは矛盾を感じる。	繰り返し使用可能な製品は、電気掃除機の構造によるものであり、使いきりと判断します。電気掃除機をエコマークの対象として採り上げていない状況では、使用回数によらずフィルター袋そのものの環境負荷低減を図ることは意義があります。
7	4-1-1.(2)	水きりろ紙袋	使ったら捨てる水きり袋は、水が切れないから焼却に費用がかかる、収集車の燃費もかかる」と耳にした。使い捨ての習慣を変えていくことが先決。	使用回数により、水きり性能に差がでるという根拠が不明瞭であり、使用方法による影響が大きいと考えられることから、台所排水中の固形廃棄物削減という観点で原案のとおりとしました。

8	4-1-1.(4)包装	全製品	簡易包装」とはどの程度の包装をさすのか。解説のとおり、使用量削減は当然ですがあいまい。小売の実態上、帯掛けのみは困難であり、最低限袋または箱包装が必要。店舗陳列上、袋においてはヘッダー部分が必要。	製品の流通に当たって、製品の価値及び状態を保護するために、何らかの包装材料を使用した場合は、包装にあたるため、包装材料に関する基準を適用します。簡易」の範囲については定量基準として設定することが困難であるため、概念的に基準とすることで各事業者に削減を促すものとしました。なお、包装材料を使用する場合、プラスチック製袋及びフィルムを除き、再生材料を使用することとしています。
9	4-1-1.(4)包装	全製品	プラスチック製の包装材料は、ISO11469に沿って材質表示することとなっている。ほとんどの製品は「><」が省略されており、省略を認めるべき。また日本語訳であるJIS K 6999の方が入手しやすくわかりやすいのではないか。	意見を参考に修正しました。
10	4-1-2.小付属	全製品	曖昧。個別製品に関する意見から吸い上げて、具体的に本文記載をお願いする。	意見を参考に修正しました。
11	4-1-2.(6)古紙パルプ	電気掃除機のフィルター袋	電気掃除機のフィルター袋は、古紙パルプ配合率20%以上という基準が不明確で適切でない。古紙パルプ製品があるものの、現実には製品機能であるフィルター性能の劣化を招く。集塵効率の低下を招き、必要以上の電力消費につながると考える。原因として、古紙パルプは繊維長が短いため密度が高くなり圧力損失を招く原因になる。参考までに大手家電掃除機メーカが販売している電気掃除機フィルター袋は、一切古紙混入されていないというのが現実。検討するならば、口紙(台紙)における古紙パルプ配合率を基準化することが望ましい。	意見を参考に修正しました。外装袋の古紙パルプ配合率を20%以上としました。口紙（板紙）などのフィルター袋以外の紙製部品の古紙パルプ配合率は90%以上で原案のとおりとします。
12	4-1-2.(6)古紙パルプ/解説33頁	電気掃除機のフィルター袋	「掃除機用フィルター袋は～再生材料配合率を据え置きとし」は間違いである。現基準では 再生パルプを20%以上使用していること」と書かれているが、フィルター本体に限定していない。塵のフィルターである外装袋紙は古紙パルプ配合率20%以上、板紙は90%以上で問題ないが、塵でないごみからフィルターを保護する袋内紙については、薄さ、目の粗さを維持しながら必要強度を維持するには再生紙の使用が難しく、改良に時間を要する。袋内紙の古紙パルプ配合率を基準外として頂きたい。4-1-2但し書きの「小付属」に袋内紙を含めるのが適当。	同上
13	4-1-2.(11)木材	-	HCOH放散測定が厳しすぎる。ニス、塗料、接着剤を使用製品はF☆☆☆☆等級品を使っていることを証明してもらえばよいと思う。木質材料を測定する必要はない。	接着剤、塗料などを使用した木製品は、接着剤などがF☆☆☆☆等級品であることを証明すればよく、この場合は試験不要です。
14	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	水切りネットで排水の浄化について環境保全に寄与していたと自負していたが、再生ポリマ（ポストコンシューマ50%以上、プレコンシューマ60%以上）使用とあるが、水きり袋に再生材料を使うことは海外生産を行っている事業者にとっては非常に困難であり、製造上対応できない。可能ならこの条項を撤回頂きたい。水きりネットは現状でも十分環境保全に貢献した製品であると考える。	意見を参考に修正しました。水きり袋そのものの環境負荷低減も進める観点から、市場に流通している製品の実態を考慮し、原料ポリマ中の再生ポリマ配合率を20%以上としました。
15	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	リサイクルのネットで丈夫なものがあれば一番よいが、原料がバージンというのは仕方ありません。使い捨て習慣を変えていくことが先決。リサイクルで丈夫なネットが見当たらないです。	同上

16	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	本基準案は、全商品で再生材料または未利用材料の配合が求められているようだが、商品そのものの機能についての検討、再生材料・未利用材料以外の環境保全に対する効果の評価が抜け落ちてしまったように思う。エコマークの対象は1. その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと 2. その商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいことと定められている。プラスチック製水きり袋は、プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料に限定されている。しかし、エコマークの基本的要件に照らしてみたとき、この限定材料以外の水きり袋を一律にエコマークから除外することは不適当。	意見13に同じ
17	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	水きり袋のうち、割繊維不織布(ワリフ)製の製品は、1. 繰り返し使用しても水きり性能(水きり速度)の低下が少ない 2. 繰り返し使用してもほとんど破れることがない 3. ごみの剥離性がよい 4. 水きりのために強く押圧しても目合が広がることなく、破損もせず強制水切りできる という優れた点があり、ごみの総量削減、焼却時エネルギーロスの低減になる。リユース、リデュースとなるが、基準案はリサイクルのみを取り上げている。ポリエチレンの薄肉素材への再生材料配合は難しく、ワリフでは構造的特徴からさらに困難。なお、ストレーナや三角コーナに水きり袋を重ねることの意義を確認するべく比較試験をした。重ねて使用した場合、水きり性能が遜色ないにも関わらず濾液の清浄度は高く、ストレーナ、三角コーナの汚れも少なく洗浄剤も不要であった。ストレーナなどと二重に用いる方がよいと考えられ、存在意義を確認した。	意見13に同じ
18	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	再生ポリマの割合が50%以上とあるが、エコマーク普及の観点から、製造業者が対応できる程度(30%以上)の基準から段階的に基準を引き上げてゆくことはできないものか。また具体的にどの基準をクリアすればよいのか、クリアするためにはどのような証明書が必要となるのか、教えて頂きたい。	意見13に同じ
19	4-1-2.(15)再生プラスチック	水きりろ紙袋	製品の機能の観点から分類していたいくつかの商品類型が日用品に統合されることとなり、これまでの機能の基準の上に素材に関する基準を上乗せすることにより、本来の機能を果たせなくなるものが出てくる。水きりろ紙袋は極薄のフィルムに穴を開ける加工をしていることから元々裂け易いもので、この上再生材料を高配合して製品化することは困難。家庭排水への汚濁物質排出防止という本来の機能を保持するためには再生材料の配合率を設定し直さなければならない。再生ポリマ20%以上とするのが妥当。	意見13に同じ
20	4-1-2.(15)再生プラスチック	フィルム製品	再生ポリマの割合が50%以上とあるが、プラスチック素材はすべて同じ基準を適用することと取れる。ところが、フィルムの品質は原料の質に大きく左右されるので適用は難しい。4-1-1.(4)包装材に関する基準ではフィルムについて再生材料の規定を設けないこととしたとしており、再生材料を使用したプラスチック製品」認定基準では、高配合が困難という理由で個別規定されていることから、同基準に準拠し、基本的に40%以上にするべき。さらに、厚さ、形状にも左右されるため、厚さ、用途などによって基準を下げるなどの検討が必要。	意見13に同じ

「日用品」認定基準案への意見と回答

21	4-1-2.(15)再生プラスチック	ごみ袋	「再生材料を使用したプラスチック製品」ではフィルム製品のみ 黒色の袋類を除く」と規定されている。日用品では色について言及されていないことからまったくこだわらないと解釈してよいのか。黒色・不透明色はフィルム業界における再商品化の有力な手段であることと、現行基準との関係から、明確な記載をお願いする。	色付製品は、リサイクル用途として有力手段であることは意見のとおりと考えますが、使用者である自治体などにおいて制限を設けていることから商品類型No.118 再生材料を使用したプラスチック製品」での検討結果を反映することとしました。なお、産業廃棄物収集事業者用などにおいて不透明製品を用いているとの見解もあるため、今後必要に応じて改定することはあり得ます。
22	4-1-2.(15)再生プラスチック	―	原料ポリマとしてポストコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であること」とされている中の 再生ポリマ」がポストコンシューマ材料のみを指すものか、ポストコンシューマ材料・プレコンシューマ材料両方を使用する場合の両再生ポリマの合計を意味しているのかが不明瞭。	意見を参考に修正しました。なお、ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料両方を配合する場合は、全原料中の再生ポリマの質量割合が60%以上となります。
23	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	―	従来、プラスチックのアレルギー報告などはほとんど聞いた事がなく、アレルギー情報として特別に注意を表示する必要に迫られたことはない。本項目に関しては任意表示とさせて頂きたい。	今後、情報提供事項としてプラスチックの添加剤などによるアレルギー情報を認定基準の解説に追加する方向で検討します。本項目は意見を参考に修正しました。
24	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	―	4-1-1.(31)は4-1-1.(30)の誤り	意見22のとおり修正しました。
25	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	―	アレルギー情報表示について、あってもなくても明示すると解釈できる。解説39頁にある 必要に応じて」を本文中に加えて頂きたい。	意見22に同じ
26	4-1-2.(20)プラスチックアレルギー情報	―	アレルギー情報表示について、プラスチックにまで要求するのは行きすぎだと思う。どうしても表示するなら、皮膚に長時間接触する物に限定するべき。	意見を参考に修正しました。用途別、塗装の有無などに配慮しました。
27	4-1-2.プラスチック追加項目	―	プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料とも直接食品に触れるものに使ってはいけないというのが、食品衛生法第三章 第8～10条)が曖昧だとしても、包装材料業界の一般的解釈だと思う。現在の 再生材料を使用したプラスチック製品」に規定する 厚生労働省や自治体などで使用が認められていない食品容器は本商品類型の対象としない」は必要ではないか。	厚生労働省においては再生材料であることを理由に使用を制限するものではないとの調査結果です。条件は、食品衛生法上の規制基準をクリアしていることです。なお、ペットボトルに関し、厚生労働省では以下のとおりリスク評価結果を公表しています。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/040326-1.pdf
28	4-1-2.プラスチック	紙おむつ、ペットシートおよび猫砂	解説D-7(1)において 直接肌に接触する製品への再生材料の使用は、消費者の拒否感が強く(中略)最低限、吸収材など皮膚接触のない部分へ古紙などの再生材料の配合などを促すことが(中略)重要である」とあり、紙おむつ、ペットシートおよび猫砂は素材に関する基準として、吸収部材にのみ再生材料の配合を基準化していると解釈している。別表1では、紙おむつにおいて主材料 紙」に、その他部品として使われる材料 プラ」に印が付けられているが、この プラ」は吸収部材として使用されるプラスチック素材と解釈してよいか。	紙おむつ、ペットシートおよび猫砂は、吸収部材にのみ再生材料の配合を基準化しています。別表1に示す プラ」の○は、吸収部材として使用されるプラスチック素材を指します。

29	4-1-2.(28)ゴム	ゴム手袋	家庭用ゴム手袋はエコマーク認定後、年々塩化ビニル製手袋の割合に追いついてきており、昨年3割強までになった。日用品では基準への適合は難しく、エコマーク商品でなくなった場合、ゴム手袋の環境へのイメージが悪くなってしまうことが想定されるので、再検討のほどよろしくお願いする。 ゴム手袋は、一般的にゴムの木から採取する天然ゴムラテックスおよびポリマを重合した合成ゴムラテックスを原材料とする。ラテックスはゴム粒子が水溶液中に微分散したもので、加硫剤、加硫助剤、加硫促進剤、充填剤などを入れ、凝固剤でぬらした型をラテックスに漬けて膜状に凝固させた後、加熱して加硫、脱水を行い、強度のある膜を形成する。本材料は経日劣化するため長期使用できない。また、液状原料から熱硬化した製品であるため、ポストコンシューマ材料は使用できない。製品製造工程内で発生したラテックスを10～20%程度用いることは可能だが、プレコンシューマ材料の除外事項（材料の製造工程内で発生し、再び同一工程で原料として使用されるもの)に当たる場合、通常のゴム手袋の製造方法ではエコマーク認定を受けることが技術的に不可能。仮に他工場や他社のプレコンシューマ材料を取り寄せて再生材料としても、本来のエコから遠く外れたものとなる。ラテックス由来の製品は、同一工場内で発生した材料を認める方向で検討頂きたい。	これまでエコマーク事業の主旨にご理解・ご協力頂き、石油系素材から天然ゴムという素材に転換を図り、普及に勤めて頂いたことは大きな成果であると認識しています。しかし、エコマーク認定基準の見直しにあたり、すべての天然資源が環境負荷低減につながると明らかになっているものではなく、天然資源の中で持続的に資源採取可能であることが明らかになったものを扱うこととなりました。本件については、原案のとおりとしました。
30	4-1-2.(31)焼物	食器	製造事業者が製品を作るための道具を他社から購入し、廃道具を焼物原料に使った場合、ユーザ(製造事業者）の使用済製品となり、ポストコンシューマ材料の解釈が成り立つのか。焼成工程で使うトチ・ハマ（製品の焼成歪みをなくす道具）は、トチ・ハマのメーカが焼物製造事業者から回収してトチ・ハマにリサイクルする場合、ポストコンシューマ材料として理解できるが、焼物製造事業者がトチ・ハマを再生材料として使用する場合は、プレコンシューマ材料となるのか。また、碍子などの製品を他の焼物製品に使う場合はどのような扱いとなるのか。	トチ・ハマについては、トチ・ハマメーカ製のものでコンシューマ材料の定義に当てはまるものは再生材料として扱うこととなりますが、廃棄されるトチ・ハマを製造した工場で使用し、使用済トチ・ハマを同一工程（工場)で焼物原料とするものは、資源の有効利用であるものの、再生材料に当たりません。 碍子などの製品についても同様です。 なお、基準配合率は意見を参考に修正しました。
31	4-1-2.(31)焼物	食器	表3の再生材料の基準配合率を低減頂きたい。例えば「工業・砕石廃棄物類」、「金属工業廃棄物類」および「その他の産業廃棄物類」を50%から35%程度に、「使用済陶磁器」を20%から15%程度に引き下げて頂きたい。 焼物、特に食器などの陶磁器については、粘りのある可塑性材料で生産されるため「工業・砕石廃棄物類」、「金属工業廃棄物類」、「その他の産業廃棄物類」および「使用済陶磁器」などの可塑性のない材料を多く添加すると成形性が悪くなり、破損も多くなることから生産性が低下する。また、使用済陶磁器を再生材料に加工するには高価な粉砕機を用い微粉砕する必要があるため、加工コストが高く、添加率を上げると製造価格が高くなりすぎることから、基準配合率を低下した方が再生材料推進となる。利用が広がり、技術がレベルアップし、基準配合率を高くする条件が整ったときに順次上げていくのがよい。	基準配合率は、意見を参考に修正しました。

32	4-1-2.(31)焼物	食器	使用済陶磁器について、以下の3材料を該当範囲としてほしい。 1.使用済窯道具：製品焼成時、製品が棚板への熔着・変形を防ぐため「ハマ」を製品の下に敷いたりする。ハマは製品とほぼ同材質。焼成後に通常廃棄される。窯業廃土の分類に入り基準配合率が増えると、成形性などの技術的問題が生じる。 2.食器規格外品：焼成工程を経た製品で、キズ、変形、釉薬の不具合など出荷できない状態のもの。使用済陶磁器と同等であるため、窯業廃土の分類に入り、基準配合率が増えると、成形性などの技術的問題が生じる。 3.素焼不良品：陶磁器は、加飾などの作業を容易にするため成形後、焼成工程より400℃低い「素焼き」という工程を行う。本工程後に発生するひび割れ、変形した状態の製品。1.2.同様の問題が生じる。素焼不良品の再資源化率は3割程度であり、使用済陶磁器に該当できれば再資源化率のアップに貢献できると考える。使用済陶磁器の範囲でなければ、基準配合率を50%より減らすなど特例措置を設けてほしい。	使用済陶磁器は、消費者による使用後の陶磁器をさすため、2.食器規格外品および3.素焼不良品をこれに含めることはできません。素焼不良品は、プレコンシューマ材料の定義に当てはまるものは、再生材料として扱うこととなります。1.ハマについては、意見28と同様です。 基準配合率は、意見を参考に修正しました。
33	4-1-2.複合材料の追加	−	材料に関する基準の中に複合材料の項目を設定頂きたい。例えば、大部分が基準適合の紙で、その他の小部分のプラスチックが基準不適合の場合（再生品がない、機能上、再生品が使えない）、複合材料を使った製品が認定されないのは不合理。文具の場合は紙材70%で認定基準を満たしていれば複合材料の製品が認定される。	本意見の複合材料は、紙製部品とプラスチック製部品を組み合わせて製造したものをさしており、それぞれの部品が材料に関する基準に適合することが要件となります。
34	4-1-3.(32)/2.対象	ダストコントロールマット	ダストコントロールマットは繊維でホコリを取ることを機能目的としている清掃用具で主素材は繊維であり、ゴムはマットの形態を維持するための付属品である。ゴム製基礎材より削除し、清掃用品に入れる。	意見を参考に修正しました。
35	4-1-3.(32)	ダストコントロールマット	平均100回以上繰り返し使用を40回程度に変更。証明方法「直近1年間程度の期間の実績として平均100回以上繰り返し使用されていることを示す文書」としているが、選択耐久性、レンタル特性（平均1週間から4週間の貸出期間）からみても不可能。さらに再生ゴムを使用するとゴム強度が低下するため、繰り返し使用回数が大幅に少なくなり、繰り返し使用できるというダストコントロールマットの特徴が薄れる。	関係業界団体の報告によると平均使用回数は40回程度が繰り返し使用回数のトップランナーに位置します。意見を参考に修正しました。
36	4-1-2.(24)繊維の外面積	ダストコントロールマット	ダストコントロールマットは繊維でホコリを取ることを機能目的としており、主素材は繊維である。外面積を40%以上として頂きたい。	意見箇所は、商品類型No.104「家庭用繊維製品」との対象製品の区別を行うために設けられており、ダストコントロールマットは裏面に繊維を用いることがないと想定され、50%未満とすることで問題ないと判断しました。原案のとおりとします。
37	4-1-2.(28)ゴム	ダストコントロールマット	ゴム部分は、繊維の形態安定と選択耐久性のためにあり、再生ゴム（脱硫またはゴム粉）を使用すると繰り返し使用回数が少なくなる。また、床汚染性も配慮しているものであるため、配合内容が不明な再生ゴムの使用は、床汚染性が高まり使用できない。さらに、脱硫ゴムは臭気が強く、10%配合でも臭気がなくならない。用途上、エレベータ、厨房、レストランなど密閉された場所が多く、臭気による苦情が発生するため使用できない。ゴム粉は常温成形品で高温加圧成形のダストコントロールマットに使用できない。常温成形品は洗濯耐久性がなく、すぐに廃棄となってしまう。	ダストコントロールマットにおいて再生ゴムを配合することは困難であると判断し、意見を参考に修正しました。

38	4-1-2.(30)ゴムアレルギー情報	ダストコントロールマット	ダストコントロールマットは、靴により持ち込まれたホコリを取り除くことを用途としているため、直接肌に触れることはない。適用除外とする。	意見を参考に修正しました。接触刺激に関しては意見のとおりリスクが低いものとして考慮しました。しかし、健康影響に関しては吸引などによる影響も考えられるため、製品から揮発する成分にも注意する必要があります。
39	4-1-3.(36)メッシュ径	水きりろ紙袋	試験は社内でよいのか。第三者機関による試験とする場合、サンプル添付の必要はないのではないか。	自社試験を認めるものとしており、本項目は原案のとおりとします。
40	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	ストレーナ、三角コーナは、金網とパンチング材が見受けられる。パンチング材は板状のものを金属型で穴を開けたもので、金網のように編んだものならばメッシュもわかるが、パンチングにメッシュ基準を適用するのはどうか。金網は穴面積(開口率)があいていない部分の面積より大きくなる。パンチング材はあいているものでも50%前後。板に1～1.5mmの穴を数個開けただけで認定となってしまう。試作試験をしたが、開口率の小さいものは水すら流れない。エネルギー効率からも水はけの悪いものは環境負荷増大につながる。	意見を参考に修正しました。
41	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	基準値が1.5～1.0mmにしようとしているのか、1.5mm以下の基準と1.0mm以下の基準になるのか理解に苦しむ。メッシュ径1.0mmのパンチ径で全国90の市町村でも採用頂き、水質浄化のポイントで評価をもらっている。基準値を1.0mm以下とするべき。	意見を参考に修正しました。
42	4-1-3.(40)メッシュ径	ストレーナ、三角コーナ	試験用ビーズの準備の項目で、ビーズ径1.0mmの場合は1.2mm（14メッシュ）のふるいを通し、0.8mm（20メッシュ）のふるいにかけることとあります。20メッシュはJISにも規定がなく一般的に販売されていないようで入手できない。購入先を指定するか、一般的に入手できるサイズでの指定をお願いする。	意見を参考に修正しました。
43	4-1-3.(42)再生材料	履物	再生材料配合率20%以上、ただし2年間は10%以上は妥当な基準と理解できる。基準をクリアするためには製品重量の多くを占める靴底に再生プラスチックを配合することが不可欠であるが、使用可能材料の入手は極めて困難で、使用済の靴底を回収し、再生材料としたいと考えている。問題は回収で、時間と労力がかなり必要。こうした同じ靴をリサイクルする場合、再生材料配合割合の基準を特定期間の基準としてでも、10%以下で実現可能な基準を検討頂きたいと考える。	10%はエコマーク事業として消費者に推奨し得る最低限の水準と考えており、基準配合率をこれ以上引き下げることは困難です。ただし、意見中に説明されている靴底の再生プラスチック(ポリマ)配合につきましては、アッパー部分における再生材料配合量を差し引いて計算できるため、靴底重量に対して10%以下の配合率はあり得ます。つまり、（靴底に配合した再生材料質量+他部分に配合した再生材料質量／製品質量）×100≧10%となります。
44	4-1-3.(43)、(44)修理、部品交換	履物	「プラスチック製履物（射出成型品）」は、アウトソールなどの主要部位が一体で成型・接着されるので接着部の剥離が生じ難いことが特徴です。取替など製品の修理や部位の交換ができないし、実現困難と思われます。(43),(44)の2項目は適用除外とするべき。(同意見他1)	意見を参考に修正しました。
45	4-1-2.(25)繊維	履物	アッパー（靴底を除いた上の部分を形成する部分）に人工皮革（ポリマー繊維にウレタン樹脂を塗布した素材）を多く使用している。ウレタンの比重が高いので、ポリマー繊維の体積がウレタンより多くとも質量はウレタンの方が重くなる。履物の再生材料基準値を30～40%位に下げて頂きたい。	材料に関する基準は、ゴム製履物、プラスチック製履物およびスポーツ専用靴には適用しません。履物における環境保全型製品はまだまだ少なく、個別材料ごとに再生材料配合率を設定するには至りません。製品質量に対して、再生材料を10%配合することが条件です。

「日用品」認定基準案への意見と回答

46	その他	全製品	既存認定商品の契約期間満了に伴って新認定基準への新規申込、移行をする場合の移行期間の運用について、新認定番号、下段表示の変更にて外装パッケージの表記などを変更する。移行期間中の旧表記の外装を使用できる猶予期間を設けて頂くことを提言する。 ・副資材の調整はするといえ、余剰は必ず出る。 ・廃棄することは著しく不経済で環境面からも芳しくない。 ・流通市場にあるものを市場にて入れ替え、回収等行うのは困難かつ多大な時間コストを伴う。	旧認定番号の在庫商品への対応については、エコマークのてびき中「基準改定時の契約業務に関する規定」4より、3ヶ月単位とする最長1ヵ年以内（基準制定日より1年に限り）の使用契約を締結する措置はあります。詳しくは上記規定をご確認ください。
47	その他	全製品	商品カタログの掲載情報は、発刊日から1～2ヶ月前に確定され、これに基づいて校正作業を行う。この間、サプライヤにてブランド名変更など行われた場合流通会社としては対応しきれない。情報確定日時点の日付をカタログに明記し、Webカタログなどのメンテ可能な媒体のみ変更して、最新情報を表示する対応を認めて頂きたい。	ご指摘のとおり、情報確定の日付をカタログ中に明記していただければ結構です。
48	その他	全製品	同一商品において旧基準適合製品と新基準適合製品が流通上混在するケースが考えられる。この場合、双方が認定期間内であれば商品カタログ上の表示はどちらに基づいた表示も可能として頂きたい。	同一商品の新旧基準適合商品が流通上混在することは考えられますが、契約は重複しないよう調整いたしておりますので、カタログ掲載情報の確定時点では、いずれか（旧基準適合あるいは新基準適合）一方のみが有効となります。ただし、あえて別商品として異なる契約を締結していただいている場合には、ご指摘のとおりいずれかのマーク表示で結構です。
49	その他	全製品	2005年4月以降の契約料金改定に伴い、エコマーク使用契約期間が1年間となり、毎年、使用料の入金確認後、契約の自動更新がなされることになる。この時、契約自動更新がなされたことを流通会社としては、具体的に何をもって確実に確認することが可能かお知らせ下さい。	ホームページにて認定商品を検索可能になっております。ただし、3ヶ月毎の情報更新であるため、確認できない商品については個々にお問い合わせいただくしかないかと思われます。
50	その他	全製品	マークの移行について、極力コストをかけないで対応したい。新マークの運用に伴い、現マークが使用できなくなるが、出荷期限までに現マークの印刷在庫がゼロになることは管理上困難。期限以降も現マークで残ってしまった在庫の出荷を許可頂きたい。現マークの在庫がなくなってから新マークを出荷できる弾力運用を検討下さい。	意見44に同じ
51	その他	全製品	新マークに対応するためには、新たに印刷のデザイン・版を作成する必要が出てくる。マークの仕様変更なくして運用することも検討下さい。	意見44に同じ
52	その他(商品区分)	食器	小分類毎となっており、さら、わん、どんぶりなどの単位でエコマーク認定を受けることとなる。焼物製品の販売は、さら、わん、カップなどをセット(同一デザイン)で扱うことが多く、ひとつのセット全てで認定を受けるとなると多額の費用がかかってしまう。セットでもエコマーク申込をすることは可能か。	食器は中分類ごととしており、意見内容については対応済です。したがって、原案のとおりとします。

意見者数 21名
意見総数 52件